

二 土地賃貸価格調査の実施

5 大正11年 臨時財政經濟調査会の税制整理案

(案)

「諮問第五号答申 税制整理案

臨時財政經濟調査会」

第一編 直接国税整理案

目次

第一 直接国税ノ体系並地租、營業税ノ整理

甲 直接国税体系並地租、營業税ノ地方税委譲

乙 地租、營業税ノ委譲方法

丙 当分存続スヘキ地租、營業税ノ整理

第二 其ノ他ノ直接税ノ整理

甲 廃止スヘキモノ

通行税

売薬營業税

乙 改正スヘキモノ

相続税

登録税

釐業税

所得税

丙 改正セサルモノ

砂鉱区税

兌換銀行券発行税

狩猟免許税

第一 直接国税ノ体系並地租、營業税ノ整理

直接国税ノ整理ニ関スル根本方策ヲ研究セムトセハ先以テ直接国税ノ体系ヲ如何ニスヘキヤヲ調査スルノ必要アリ、惟フニ我國ノ直接国税ハ從來隨時必要ニ応ジ之ヲ新設シ又ハ其ノ一部ヲ改正シテ今日ニ至リタルモノニシテ、制度トシテ組織完全ラズキ相互ノ脈絡十分ナラス、從テ其ノ体系トシテ未タ完備シタルモノト認ムルコト能ハス、而シテ將來其ノ体系ヲ如何ニスヘキカニ付テハ本会ニ於テ最も多クノ日子ヲ費シ、最も慎重ナル審議ヲ遂ケタル所ナリトス、而シテ一般所得税ヲ以テ直接国税ノ中枢タラシムヘシトスル点ニ付テハ殆ト異論ナキ處ナリシモ、唯之ニ配スヘキ補完税ノ選定ニ付テハ種種議論アリタル所ニシテ、審議討究ノ結果左ノ三案ヲ作製シタリ

第一案

一般所得税ヲ中枢トシ別ニ一般財産税ヲ創設シテ之カ補完税タラシメ現行地租、營業税ハ之ヲ地方税ニ委譲スルコト

説明

我國直接税ヲ觀ルニ地租、營業税、所得税ハ其ノ最も主要ナルモノニシテ財政ノ必要上漸次ニ制定セラレタルモノノ

如シ、而シテ之ヲ理論的ニ考察スレハ地租ハ農業者ニ課税シ、營業税ハ商工業者ニ課税シ、以テ農商工ノ負担ノ均衡ヲ圖ルト同時ニ、其ノ間又別ニ所得税ヲ設ケテ所得ノ源泉ヲ問ハス悉ク之ニ課税シ、以テ負担ノ周到ヲ期スルニ在ルモノト認ム、然レトモ仔細ニ之ヲ觀察スレハ各税ノ組織又ハ相互ノ脈絡完カラス、從テ直接税ノ体系トシテ頗ル不完全ナリト云ハサルヘカラス、尤モ所得税ニ付テハ最近一大改正ヲ断行シテ旧來ノ面目ヲ一新シタリト雖モ、地租營業税ハ依然トシテ創設當時ノ旧態ヲ存シ、到底課税ノ衡平ヲ維持スルコト能ハス、即チ現行地租ハ法定地価ヲ課税標準ト為スカ故ニ、事實上地価又ハ土地所得ノ變動アルモノニ對シテ適応ノ課税ヲ為スコト能ハス、去リトテ隨時法定地価ノ修正ヲ為サムトスルモ莫大ノ費用ト長期ノ期間トヲ要シ容易ニ之ヲ行フコト能ハス、從テ年所ヲ經ルニ從ヒ漸次不公平トナルノミナラス、將來財政ノ必要ニ応ジ税率ノ増加ニ依テ増収ヲ計ラントセハ、益々各地各人間ニ負担ノ不均衡ヲ來スヘシ、加之營業税、所得税ハ課税最低限ヲ設クルニ拘ラス、地租ハ單ニ一筆ノ土地ヲ有スルモ尚課税セララルル如キハ甚タ權衡ヲ失スルモノト云フヘシ、次ニ營業税ハ各種ノ外形標準ニ依リテ課税スルカ故ニ、其ノ課税ハ必スシモ所得ニ伴ハス、時ニ或ハ損失アルモ尚課税セラルルカ如キ結果ヲ來シ、応能課税ノ理論ニ背反スルコト少カラス、加之將來財政ノ必要ニ応ジ其ノ税率ヲ増加スルコトアランカ、益々負担ノ權衡ヲ失スルニ至ルヘシ、右ノ如ク兩税共各其ノ欠点アルノミナラス、此ノ兩税間ニ於ケル組織ノ連絡ヲ欠クカ故ニ、此ノ兩税ヲ以テシテハ到底農業者ト商工業者トノ間ニ負担ノ均衡ヲ得ルコト能ハサルナリ、仮ニ二歩ヲ譲リ地租、營業税ニ相當修正ヲ加ヘ、相互ノ脈絡權衡ヲ圖ルトスルモ、此ノ兩者以外ニ於テ相當担税力ヲ有スル財産即有価証券又ハ家屋等ニ課税セサルニ於テハ到底普遍的ニ課税ノ權衡ヲ期シ難シ、去リトテ此ノ他尚証券税又ハ家屋税等ヲ新設セムカ益々税制ヲ複雑ナラシムルコトトナリ、税制整理ノ趣旨ニ反スルノミナラス、各税間ノ權衡ヲ圖ルコト一層困難ニ陥ルヘシ、故ニ直接税制度ノ根本的整理ヲ行ハントセハ宜シク地租、營業税ヲ廢シ之ニ代フルニ新ニ一般財産税ヲ創設シ、一般所得税ト相俟テ課税ノ

権衡ヲ図ルヲ要ス、若夫レ租税ハ単ニ所得ニノミ課税スヘシトノ理論ニ從フトキハ單一所得税ヲ以テ可ナリトスヘキモ、同一所得ト雖モ其ノ源泉カ財産ナルト勤勞ナルトニ依リ担税力ニ相違アルヲ以テ、財産ニハ特ニ重課スルノ要アルノミナラス、所得ヲ生セサル財産ト雖モ尚之ニ課税スレハ、当該財産ヲシテ収益化セシムルノ反射作用ヲ生スヘキヲ以テ、一般所得税ノ外尚其ノ補完税トシテ一般財産税ヲ起スノ必要アリ、而シテ一般財産税ハ農業者タルト商工業者タルト將亦其ノ他ノ財産所有者タルトヲ問ハス、其ノ有スル一切ノ動産、不動産ヲ網羅シテ課税スルモノナルカ故ニ、各人間ノ負担権衡上最モ理想的ニシテ且最モ完全ナルモノト認ム、斯クノ如ク一般所得税及一般財産税ヲ以テ直税制度ノ体系ト為スコトハ、欧州各國中直税制度ニ付最モ研究ヲ遂ケタル普國ニ於テ既ニ一八九三年之ヲ実行シタル所ナリ、即チ當時普國ハ不完全ナル所得税ノ外ニ地租、家屋税及營業税ヲ有セシカ、同年ノ改革ニ當リ此等ノ諸税ヲ地方団体ニ委譲シ、国税トシテハ新ニ一般財産税ヲ創設シ、更ニ從來ノ所得税ニ大改正ヲ加ヘテ一般所得税ト為シ、此ノ兩税ヲ以テ直接税ノ体系トシテ負担ノ権衡ヲ計レリ、爾後其ノ他ノ獨乙聯邦ニ於テモ此例ニ倣ヒ其ノ制度ヲ改善シ著々好成績ヲ舉ケタリ、故ニ我國ニ於テモ一般財産税ヲ起ス場合ニ於テハ地租、營業税ハ宜シク之ヲ地方団体ニ委譲スヘシ、蓋シ此ノ兩税ハ国税トシテハ上述ノ如キ欠点ヲ有スルモ、之ニ相當修補ヲ加ヘテ地方税ニ移ストキハ其ノ施行区域狭少ナルカ故ニ、地価ノ修正又ハ課税標準ノ調査等容易且周到ナルヲ以テ比較的権衡ヲ維持シ得ヘク、又各地間ノ権衡ニ付テハ中央政府ニ於テ相當監督ヲ加フルトキハ大体其ノ均衡ヲ維持スルコトヲ得ヘシ、況ンヤ現下地方財源頗ル枯渴セルノミナラス、複雑ナル現行地方税ヲ整理スルノ必要切迫セル今日ニ於テハ此ノ兩税ヲ地方財源ニ委譲スルハ最モ機宜ニ適セル方策ナリト認ム、以上ノ趣旨ニ依リ今一般財産税ヲ創設セントセハ左ノ諸点ニ注意スルヲ要ス

第一 課税スヘキ財産ハ収益ヲ生スルト否トヲ問ハサルコト

財産税ハ財産其ノモノカ担税力アリトシテ之ニ課税スルヲ目的トスルカ故ニ収益ノ有無ヲ問フノ必要ナシ、加之無収益財産ト雖モ之ニ課税スレハ當該財産ヲシテ収益化セシムルノ好影響ヲ与フルコトアルヘシ、但法人ノ財産ハ株式又ハ持分ニ表現セラレ一方個人ノ財産トシテ課税セラルルヲ以テ、重複課税ヲ避クルカ為法人ノ財産ニハ課税セサルヲ可トス

第二 不動産ノ課税価格ニハ相當斟酌ヲ加フルコト

財産ノ調査並其ノ評價ハ課税技術上最モ困難トスル所ニシテ、動産其ノ他ノ無形財産ハ逸シ易ク、之ニ反シ不動産ハ漏ナク捕捉セラルルノ結果、往々不動産ニ偏重スルノ傾向アルヲ以テ、不動産ノ課税価格ニハ相當斟酌ヲ加ヘ、不動産以外ノ財産トノ権衡ヲ維持スルノ要アリ

第三 税率ヲ累進率トスルコト

財産所有者ノ担税力ハ其ノ財産ノ増加スルニ從テ累進スルカ故ニ税率ハ比例率ト為サス累進率ト為スヲ可トス、尚其ノ税率ノ程度ニ付テハ我國ニ於テハ本税ノ創設カ地租及營業税ヲ全廢スルコトヲ条件トスルモノナルカ故ニ、財政ノ必要上此ノ兩税ニ代ハルヘキ収入ヲ舉クルコトヲ期スルヲ要ス

第四 人的關係ノ斟酌ヲ為ササルコト

家族扶養費ノ控除、小額所得者ニ對スル斟酌等ノ如キハ一般所得税ニ於テ為スコトスルモノニシテ、一般財産税ニ於テハ此等ノ必要ナシ

第五 課税最低限ヲ設クルコト

個々ノ財産ニ對シテハ課税最低限ヲ設クルノ要ナカルヘシト雖モ、個人ニ綜合シタル財産ノ總額カ一定限度ニ達セサルトキハ免税スルヲ可トス、而シテ其ノ程度ハ大体ニ於テ所得税ニ於ケル課税最低限ノ所得ヲ得ルニ要スル財

産価格ヲ標準トスルコト適當ナルヘシ

以上ノ諸点ヲ考慮シタル結果ニ依ル本税制定ノ要領ハ左ノ如シ

一般財産税要領

第一 納税義務者

一 財産ノ権利者、但シ法人ハ之ヲ除ク

(註) 法人ヲ除クハ重複課税ヲ避クルカ為ナリ

二 権利者ノ住所カ内国ニ在ルト外国ニ在ルトヲ問ハス、但シ第二項第一号(ハ)ノ財産ニ付テハ其ノ住所カ内国ニ在ル者ニ限ル

第二 課税スヘキ財産

一 内国ニ在ル左記各号ノ財産

(註) 収益財産タルト無収益財産(主トシテ
不動産)タルトヲ問ハス

(イ) 動産及不動産

(ロ) 不動産ノ上ニ存スル権利

(ハ) 前二号ニ掲ケタル以外ノ財産権

(註) 本号ノ財産ニ付テハ権利者ノ住所地ヲ以テ財産ノ所在地ト看做ス

二 前号ノ財産価額中ヨリ権利者ニ屬スル一切ノ債務ヲ控除ス、但シ課税外ノ財産ヲ取得スル為ニ要シタル債務ハ之ヲ控除セス

(註) 但書ハ理論上正当ナルヘキモ実行上ハ殆ト不可能ナルヘシ

第三 課税外ト為スヘキ財産

一 総財産価額一万円未満ノ者ノ有スル財産、但シ家族ノ財産ハ之ヲ合算ス

二 公共ノ用ニ供シ又ハ公益ノ為ニ使用スル財産

三 動産中家宝、什器、書籍、家具其ノ他日用品等ニシテ營利ノ目的ニ供セラレス、又直接所得ヲ生ゼサル財産

第四 課税価格ノ算定

一 一月一日ノ時価ヲ標準トスルコト、但シ不動産ニ付テハ其ノ四分ノ三トス

二 時価不明ナルモノハ収益ノ十五倍ヲ標準トスルコト、時価収益共ニ不明ナルモノハ評定価格ニ依ル

三 地上権、永小作権、定期金其ノ他特殊ノ権利ニ付テハ大体相続税法ノ計算ニ依ルコト

第五 課税価格ノ調査決定

(註) 大体現行所得税法ノ規定ニ準ス、即左ノ通り

一 納税義務者ハ毎年一月中ニ其ノ財産価格ヲ申告スルコト

二 税務署ハ納税義務者ノ申告及其ノ他ノ資料ニ依リ課税価格調査書ヲ作製スルコト

三 調査委員会ヲ設ケ納税義務者ノ申告及税務署ノ調査書ヲ提出シテ之ニ付議スルコト

四 税務署ハ調査委員会ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス、但シ不当ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ付シ、尚不当ト認ムルトキハ税務署ノ調査ニ依リ決定スルコト

第六 税率

超過累進率トシ左記区分ニ依ル

課税財産価格 税率

二万円以下	千分ノ四、
二万円ヲ超ス三万円以下	四、五
三万円同	五、
五万円同	五、五
十万円同	六、
二十万円同	六、五
五十万円同	七、
百万円同	七、五
二百万円同	八、
五百万円同	八、五
千万円同	九、
二千万円同	九、五
五千万円ヲ超ユルモノ	一〇、

第七

納期

- 四期ニ別テ左記区分ニ依リ
- 六月一日ヨリ同末日限
- 八月一日ヨリ同末日限
- 十月一日ヨリ同末日限

十二月一日ヨリ同末日限

第八

本税施行ニ依リ徴収シ得ヘキ税額見込左ノ如シ、而シテ其ノ内訳ハ別記ノ通り、但シ徴税費ノ計算ハ未定

一三四、五五二、二〇五円

財産税ヲ国税トシ地租及營業税ヲ地方税ニ移ス場合ニ於ケル要項

- 一 地租及營業税ヲ地方税ニ移ス場合ニ於テハ此ノ兩税ニ対シ相当修補ヲ加フヘキモ、大体ニ於テハ現行法ノ規定ヲ襲用スルコト

- 二 地方税タル地租、營業税ハ財産税ノ納税者ニ対シテモ之ヲ賦課スルコト

(註) 財産税ノ総額ハ現行地租及營業税ノ合計額ヲ標準トスルニ拘ラス、課税最低限(一万円)ヲ設ケテ其レ以下ノ者ニハ課税セサルヲ以テ、財産税ノ納税者ハ最低限以下ノ者カ現在負担シツツアル地租及營業税ニ相当スル税金ヲモ負担スルコトトナルヘシ、然ルニ之ニ対シテ尚地方税タル地租、營業税ヲモ賦課スルハ過重ナリトノ説ナキニアラサルヘキモ、又一方ヨリ之ヲ觀レハ一万円以上ノ財産ヲ有スル以上ハ此ノ變遷ノ場合ニ於テ其レ以下ノ者ヨリ若干負担ノ増加スルハ社会ノ趨勢上已ムヲ得サルヘク、殊ニ国税タル財産税納税者ハ地方公共的各種ノ施設ニ依リ利益ヲ受クルコト多カルヘキヲ以テ、其ノ有スル土地又ハ營業ヲ標準トシテ地方税ヲ負担スルコト当然ナルヘシ

- 三 地租及營業税ヲ地方税ニ移ス場合ニ於テハ地価ノ設定、修正及土地台帳ノ整理並營業税課税標準ノ調査決定等ハ總テ地方団体ヲシテ之ヲ為サシムルコト、但シ政府ニ於テハ相当監督ヲ為スコト

- 四 地方税トシテ徴収シ得ヘキ地租及營業税ノ総額ハ此ノ變遷ノ時期ニ於テハ從來此ノ兩税ニ対シテ課シタル附加税ノ範圍ニ止ムヘキコト、但シ将来地方団体財政ノ膨脹ニ伴ヒ漸次拡張シ得ヘク、又此ノ兩税ノ財源ヲ以テ諸

他ノ地方税ヲ整理シ負担ヲ減少スルトキハ其ノ程度ニ於テ從來ノ附加税以上ニ上ルモ妨ケナキコト

(註) 此ノ結果、財産税ヲ納ムル資格ナキ者(一万円以下ノ財産所有者)ハ從來国税トシテ納付シタル地租又

ハ營業税又ケ其ノ負担ヲ軽減セラルルコトトナルヘシ

以上各項ニ關聯シテ地方税タル營業税、雜種税、家屋税及戸數割等ノ整理又ハ財産附加税ノ要否等ニ付キ研究ヲ要スル事項多シト雖モ、此等ハ地方税審議ノ際ニ之ヲ譲ルコト

財産税ノ可否

可トスル点

一 財産ヨリ生スル所得ハ勤勞又ハ資産勤勞共働ノ所得ヨリモ特ニ担税力アリト認メララルルカ故ニ、所得税ノ外ニ財産税ヲ起スノ要アルコト

(註) 此ノ点ニ付テハ地租及營業税ヲ課シ又ハ財産所得ニ重課スルコトニ依リテ調節スルヲ得ヘキヲ以テ、特ニ財産税ヲ起スノ要ナシトノ税アランモ、營業ニ対スル課税ハ資産ヨリ生スル所得ニ課税スルノ外、營業ノ勤勞ヨリ生スル所得ニ対シテモ課税スルコトトナルカ故ニ其ノ目的ニ副ハス、故ニ財産税ヲ起シテ純粹ナル資産ノ担税力ノミヲ捕捉スルノ要アリ

二 所得ノ有無ヲ問ハス財産其物ニ対シテ課税スルノ要アルコト

(註) 所得ヲ生スル財産ニ課税スルノ至当ナルハ勿論所得ヲ生セサル財産ト雖モ之ニ課税スルトキハ此ノ種ノ財産ヲ収益的ニ供用セシムルノ反作用ヲ生スヘキヲ以テ、財産税ハ所得税ノ及ハサル所ヲ補フコトヲ得ヘシ

三 地租ト營業税トハ両々相對立シテ權衡ヲ保ツヘキモノト認メララルルニ拘ラス、此ノ兩税法ノ組織、課税標準等

全ク異ナルカ故ニ農業者ト商工業者トノ間ニ於ケル負担ノ均衡ヲ失スルノ虞アリ、故ニ此ノ兩者ヲ廢シテ共通ノ財産税ト為スノ要アルコト

四 土地又ハ營業ノ外相当担税力アリト認メララルル有価証券、動産又ハ家屋等アルヲ以テ課税ノ公平ヲ期スル為ニ

ハ、廣ク財産税ヲ起シテ此等ヲ網羅スルノ要アルコト

五 土地其ノ他ノ自然増価所謂不勞價值増加ニ対シ現行法上適當ナル課税方法ナキモ財産税ヲ以テスレハ其ノ増加額ニ対シテモ課税スルコトヲ得ルコト

否トスル点

一 租税ハ本来所得ニ課スルヲ本旨ト為スヘキモノナルニ、所得ノ有無ニ拘ラス、財産其ノモノニ課税セムトスルハ租税ノ本旨ニ反ス、加之其ノ結果ハ元本侵蝕ノ結果ヲ來スノ虞アルコト

二 財産税施行ノ場合ニ於テ土地家屋等ノ如キ不動産スラ其ノ価額ノ調査極メテ困難ナルヘキニ、動産又ハ債權等(無記名ノ公債、社債、預金、貸金、商品其ノ他ノ動産等)ニ至リテハ其ノ所在ノ調査容易ナラサルノミナラス、其ノ価額ノ調査一層困難ニシテ其ノ結果課税ノ不公平ヲ來スノ虞アルコト、殊ニ孳息財産ニ迄課税セムトスルハ実行上頗ル困難ニシテ、或ハ美術ヲ破壊シ又ハ文明ノ進歩ヲ妨クトノ批難アルヘシ

三 前項ノ結果トシテ本税ノ負担ハ農業者其ノ他不動産所有者ニ重ク、商工業者其ノ他無形財産、動産所有者ニ輕キ結果ヲ生スルノ嫌アルコト

四 皆ニ財産ノ調査困難ナルノミナラス其ノ控除スヘキ債務ノ調査亦頗ル至難ニシテ之カ為動モスレハ種々ノ弊害ヲ伴フヲ免カレサルコト

五 課税価格ノ評定ハ事実上困難ナルノミナラス、時価ナキモノハ収益ノ何倍ト謂フ標準ノミニテ一律ニ評定シ難キモノ頗ル多シ、殊ニ時価モ収益モナキモノハ其ノ評定一層困難ナルコト(鉱山、漁業、版權、特許權、商標

種又ハ美術骨董品等

(別記)

課税財産価額並税額調

種類	課税財産価額	同上ノ内四分ノ控除金額	課税価額	税額	備考
	千円	千円	千円	円	
土地	一三、六四八、二四七	三、四二二、〇六一	一〇、二二六、一八六	五一、一八〇、九三〇	
建物	四、二四四、二七〇	一、〇六一、〇六七	三、一八三、二〇三	一五、九一六、〇一五	
山林ノ立木	六九一、五七九	一七二、八九四	五一八、六八五	二、五九三、四二五	
鉱山	四八〇、九六一		四八〇、九六一	二、四〇四、八〇五	
船舶	八〇、三二七		八〇、三二七	四〇一、六三五	
家畜	六九、八三三		六九、八三三	三、四九、一一〇	
機械器具	四二、七三三		四二、七三三	二、一三、六六五	
原料品	二六、七〇八		二六、七〇八	一、三三、五四〇	
商品	二、四八四、〇五六		二、四八四、〇五六	一、二六、四二〇、二八〇	
国債	三五六、七二一		三五六、七二一	一、七八三、六〇五	
地方債	一四〇、六七〇		一四〇、六七〇	七〇三、三三〇	
社債	一一八、三三〇		一一八、三三〇	五九一、六五〇	
銀行預金	二、一五四、六八二		二、一五四、六八二	一〇、七七三、四一〇	
流通貨幣	五六、三六四		五六、三六四	二、八一、八二〇	

株式其ノ他ノ法人投資

計

計	三二、五五六、四六三	四、六四六、〇二二	二六、九一〇、四四一	一、三三四、五五二、二〇五	
株式其ノ他ノ法人投資	六、九六〇、九九三		六、九六〇、九九三	三、四、八〇四、九六五	

備考
税額ハ平均率千分ノ五ヲ以テ算出セリ

私有総財産価額並課税財産価額調

種類	総財産価額	同上ノ内法人所有ノ分	同上ノ内法人所有ノ分	差引個人所有ノ分	内財産一 万円以上 ヲ有スル 者ニ限ス ル分ノ割	課税財産価額	備考
土地	二六、二二二、九八九	一、三〇六、九九四	二、四八八、五四一	二、四八八、五四一	一、三六四、八二四	一、三六四、八二四	別紙内訳ノ通
建物	八、九三六、三三二	四三三、七七一	八、四八八、五四一	八、四八八、五四一	四、二四四、二七〇	四、二四四、二七〇	
山林立木	一、八一九、九四六	九〇、九九七	一、七二八、九四九	一、七二八、九四九	六九一、五七九	六九一、五七九	
鉱山	六、四二二、八二〇	四、四八八、九七四	一、九三三、八四六	一、九三三、八四六	四八〇、九六一	四八〇、九六一	鉱山価額(農商務省調査)六四一、二八二千円ヲ利率一割ニテ償額ヲ還元ス
船舶	六、四三三、六一九	四八八、九六四	一、六〇〇、六五五	一、六〇〇、六五五	八〇、三二七	八〇、三二七	別紙内訳ノ通
家畜	三、四九二、一一一		三、四九二、一一一	三、四九二、一一一	六九、八三三	六九、八三三	

一 全国土地売買価格調

地目	段別	売買価格	終価格	地一段	備考
田		三九三、五七五	四六九	一三、七〇六、八七九	三四、八六
畑		二、五〇一、七八四、九	二四九	六、二二六、四四四	九、一三
宅地		三九三、一三五、七	三三、五	四、三八〇、九〇九	一六九、七一
畑田		五、六三〇、四	八〇〇	四、五〇〇、二六	三二、〇四
鉱泉地		三、三三三、五〇〇	五〇〇	一、四八五、五	七、六三
山林		八、〇四八、八八九、〇	二〇	一、六〇九、七七七	三三
池沼		一、二二六、八七、〇	二〇	二、五三七	一、二三
原野		一、三三六、五四五、〇	一〇	一、三三六、五五四	二二
牧場		五〇、九六五、八	一〇	五、九六五	二〇
雑種地		一四、〇二九、九	四五	六、三三三	九、三一
計		一五、二八六、二四六、五		二六、二二一、九八九	

二 建物価額調

区別	総価額	備考
個人		
家	八、三八三、一四八	千円 市制地ノ戸数二、二六一、八〇七戸、一戸当、地代ヲ除キタル貸賃料年二四〇円ト見積リ、此ノ貸賃料計五四二、八三三、六八〇円、市制地以外ノ戸数八、二〇七、八〇九戸、一戸当、地代ヲ除キタル貸賃料年三六四円ト見積リ、此ノ貸賃料計二九、四八一、一二四円、合計八三三、三一四、八〇四円、利率一割ニテ価額ヲ還元ス
倉庫	六、〇四二	営業税ヲ課セラレタル倉庫業建物賃賃格七一、九、二八四円中敷地及店舖ノ分ヲ控除シタル倉庫ノミノ分ヲ七割ト見積リ、之ヲ利率一割ニテ還元シタル価額五、〇三、九八八円、外ニ営業者以外ヲ其ノ二割ト見積リ之ヲ加算セリ
工場	九〇、三一九	営業税ヲ課セラレタル製造業建物賃賃格一五、〇五三、一一九円中敷地及店舖ノ分ヲ控除シタル工場ノミノ分ヲ五割ト見積リ、之ヲ利率一割ニテ還元シタル価額七、二六五、六四五円、外ニ営業者以外ヲ其ノ二割ト見積リ加算セリ
築造物	九、〇三二	築造物ハ工場ノ一割ト推定セリ
計	八、四八八、五四一	

法人 家屋 其ノ他 四三七、七九一
 営業税ヲ課セラレタル法人ノ建物賃賃格五、一、五〇四、七九七円中敷地ノ分ヲ控除シタル建物ノミノ分ヲ八割五分ト見積リ、之ヲ利率一割ニテ価額ヲ還元セリ

合 計 八、九二六、三三二

備考 営業税ハ大正九年決定額ニ依リ調査ス

三 山林立木調

- 一 大正九年分山林所得（八年伐採） 八三、九九八、三五九
- 二 伐採価額百円当所得歩合七十五円ニテ換算セル伐採金額 一一一、九九七、八二二
- 三 外ニ所得納稅者以外ノ伐採ヲ右ノ三割ト見積リタル伐採価額 三三、五九九、三四四
- 四 伐採価額合計 一四五、五九七、一五六

五 伐採価額ノ十二倍半ヲ以テ立木価額ト見積リ計算シタル金額 一、八一九、九六四、四五〇

備考

伐採年限ヲ大体五十年ト見積リ、現在立木總數量ハ一ヶ年伐採量ノ五十倍ナレトモ、其ノ平均年數（二十五年）ニ相当スル立木ノ單価ハ伐採期ニ達シタルモノノ四分ノ一ヲ相当ト認め、五十倍ノ四分ノ一、即十二倍半ヲ以テ立木ノ總価額ト計算セリ

四 船舶価額調

汽船	帆船	總噸數	單價	價格	備考
船	船	二、九六五、五九三	二〇〇	五九三、一一八	千円
		九六六、四二一	五〇	四八、三二一	
	石	二九五、〇九三	四	一、一八〇	
				六四二、六一九	

備考

總噸數ハ逓倍省ノ調査ニ依リ、單價ハ營業稅資料ヲ基礎トシテ調査セリ

五 家畜価額調

種別	頭數	單價	価額	備考
牛	一、三〇四、三三一	一一五	一四九、九九八	千円
馬	一、五六〇、二四二	一〇七	一六六、九四五	
山羊	一〇九、六九二	二	二一九	
緬羊	三、一九二	二	六	
豚	三五九、九九九	一八	六、四七九	
鶏	二五、〇九一、五二一	一	二五、〇九一	
鵜	三七三、五三六	一	三七三	
計			三四九、一一一	

備考

頭數ハ農商務統計ニ依リ、価額ハ大正七年中ニ於ケル家畜市場ノ平均ニ依ル

六 流通貨幣調

流通正貨

五九、七一〇 千円

補 助 貨	一五二、八七九
兌 換 券 發 行 高	一、七八三、五〇八
計	一、九九六、〇九七
銀 行 金 銀 在 高	一、〇五六、六八九
差 引	九三九、四〇八
内	
銀行以外ノ法人所有高	一八七、八八二(二割)
調 査 不 能 ノ 分	四六九、七〇四(五割)
個 人 所 有 ノ 分	二八一、八二二(三割)

備考
銀行以外ノ法人所有高、調査不能ノ分及個人所有ノ分ノ各割合ハ推定トス

第二案

一般所得税ヲ中枢トシ別ニ土地營業等ニ対スル特別所得税ヲ創設シテ之カ補完税タラシメ、現行地租、營業税ハ之ヲ地方税ニ委譲スルコト

説明

直接税制度ノ調査上第一ニ考慮スヘキハ其ノ組織体系ヲ如何ニスヘキカニ在リ、惟フニ租税ノ負担ハ応能課税ノ理ニ基クヘキモノナルヲ以テ其ノ合理的税源ハ之ヲ各人ノ所得ニ求ムルヲ要ス、從テ直接税制度ノ中心体系ハ所得税ヲ以テセサルヘカラス、今欧州列強國ニ於ケル直接税制度ノ推移ヲ大観スルニ、英國ハ從來所得税ヲ以テ租税制度ノ中軸

トシ、國家有事ノ際ハ常ニ其ノ税率ヲ増加シテ其ノ國費ヲ支弁シ来リシカ、一九一四年ニ至リ普通所得税ノ外ニ更ニ各所得ノ綜合ニ対スル附加所得税ヲ設ケ、益々其ノ特徴ヲ發揮セリ、仏國ニ於テハ一九一四年、從來ノ營業税、人頭動産税、地稅、家屋税、門窓税等ノ收益税ノ外ニ一般所得税ヲ創設シ、更ニ一九一七年ニ至リ營業税、人頭動産税、門窓税等ヲ廢シテ特別所得税ヲ起シ、兩者相俟ツテ直接税制度ノ改革ヲ完成セリ、伊國ニ於テモ亦最近ニ至リ從來ノ主要直接税タリシ地租、家屋税、動産所得税ヲ併合整理シテ統一所得税ヲ設ケタリ、普國ニ於テハ既ニ一八九三年ノ税制改革ニ依リ地租、家屋税及營業税ヲ地方団体ニ委譲シ、之ニ代フルニ財産税ヲ以テシ、尚旧來ノ所得税ヲ改正シテ一般所得税ト為シ、財産税ト相俟ツテ直接税制度ノ中心ト為セリ

右ノ如ク各國ノ直接税制度ハ漸次外形の標準ヲ以テ課税標準ト為ス收益税ヲ廢シテ、所得税ヲ中心体系トスル組織ニ改正スルニ至レリ、翻テ我國直接税制度ノ現状ヲ見ルニ、最近所得税ノ一大改正ヲ断行シ旧來ノ面目ヲ一新シタリト雖モ、尚依然トシテ外形の標準ニ依リ課税スル地租、營業税ヲ存続シ、其ノ課税ノ權衡宜シキヲ得サル為此等ニ対スル非難ノ声ヲ絶ツニ至ラス、蓋シ現行地租ハ收入ノ確實ニシテ徵收ノ容易ナルノ長所ヲ有スルモ、法定地価ヲ課税標準ト為スカ故ニ、事實上地価又ハ土地所得ノ變動アルモ之ニ對シテ適応ノ課税ヲ為スコト能ハス、去リトテ隨時地価ノ修正ヲ為スコト容易ノ業ニアラス、營業税ハ各種ノ外形の標準ニ依リテ課税スルカ故ニ其ノ課税ハ必スシモ所得ニ伴ハス、時ニ或ハ損失アルモ尚課税セラルルカ如キ結果ヲ来シ、応能課税ノ理論ニ背反スルコト少カラス、加之而税間ニ於ケル組織ノ連絡ヲ欠クカ為、此ノ兩者ヲ以テシテハ到底農業者ト商工業者トノ間ニ負担ノ均衡ヲ得ルコト能ハサルナリ、仮リニ一歩ヲ譲リ地租、營業税ニ相当修正ヲ加ヘ相互ノ脈絡權衡ヲ圖ルトスルモ、此ノ兩税以外ニ於テハ相当担税力ヲ有スル財産、即有価証券又ハ家屋等ニ課税セサルニ於テハ到底普遍的ニ課税ノ權衡ヲ期シ難シ、故ニ一般財産税ヲ起シテ其ノ整理ヲ期セムトスルノ議アルモ、財産税ハ所得ノ有無ニ拘ラス之ニ課税セムトスルモノニシテ

租税ノ根本觀念ニ反シ、動モスレハ財産其ノモノヲ侵蝕スルノミナラス、不動産ニ重課スルノ不公平ナル結果ヲ生スルコトハ到底避ケ難キモノト認ム、或ハ又地租、營業稅ヲ相当ニ修補シ以テ其ノ權衡ヲ図ラムトスルカ如キハ、從來數次改正ヲ經テ今尚非難ノ声ヲ絶タサル現況ニ鑑ミ、將亦世界各國ノ大勢ニ省ミ根本的革新ノ必要切迫セル今日ニ於テハ、到底斯カル姑息ノ方法ヲ以テ満足シ得ヘキモノニ非ス、是ヲ以テ之ヲ觀レハ我邦將來ノ直接稅制度トシテハ宜シク歐洲各國ノ例ニ倣ヒ、地租、營業稅ヲ廢シ之ニ代フルニ各種ノ特別所得稅ヲ起シ、農工商等ヲ通シテ其ノ所得ニ課稅スルト同時ニ、其ノ綜合所得ニ對シテハ又別ニ一般所得稅ヲ課スルノ制度ヲ樹立スルコト最肝要ナリト認ム、如此所得稅ヲ以テ中心體系トスルトキハ一朝有事ノ場合ニ於テ之ニ増課スルモ、其ノ負擔ノ權衡ヲ維持スル上ニ於テ最モ適當ナルヘシ、而シテ地租、營業稅ノ如キハ地方稅トシテ之ヲ徵收スルニ於テハ比較的其ノ權衡ヲ維持シ得ヘク、殊ニ地方財源枯渴ノ折柄ナルヲ以テ此兩者ハ宜シク地方團體ノ財源ニ委譲スルヲ得策トスヘシ、此主旨ヲ以テ特別所得稅ヲ創設スルニ當リテハ左ノ諸項ニ注意スルヲ要ス

第一 所得ヲ生スル源泉ニ依リ課稅率ヲ異ニスルコト

即資産所得ハ担稅力最モ大ナルヲ以テ之ニ重課シ、營業所得之ニ次キ、勤勞所得ハ担稅力最モ薄弱ナルヲ以テ一般所得稅ヲ課スルニ止メ、特別所得稅トシテハ之ヲ課稅外ニ置クコトヲ要ス

第二 稅率ハ比例稅トスルコト

一般所得稅ハ各種ノ所得ヲ綜合シテ課稅スルモノニシテ、之ヲ取得スル個人ノ負擔能力ニ応セシムルモノナルカ故ニ其ノ稅率ハ累進率ヲ用フヘキモノナルモ、特別所得稅ハ之ニ反シ其ノ所得ヲ生スル源泉ノ負擔能力ヲ目的トシ個々ニ課稅スルモノニシテ、之ヲ受クル人の關係ヲ問ハサルカ故ニ其ノ稅率ハ比例率トスルヲ要ス

第三 稅率ハ地租、營業稅ノ總收入高ヲ得ルコトヲ目的トスルコト

理想的ニ稅率ヲ定メムトスルトキハ特別所得稅ハ成ルヘク輕キヲ要ス、然レトモ我國ニ於ケル事實問題トシテハ地租、營業稅ヲ全廢スルコトヲ條件トスルカ故ニ財政ノ都合上此兩稅ニ代ハルヘキ收入ヲ擧グルコトヲ期スルヲ要ス

第四 人的關係ニ基ク斟酌ハ為サ、ルコト

例ヘハ家族扶養費ノ控除、小額所得者ニ對スル斟酌等ノ如キハ一般所得稅ニ於テ為スヘキモノニシテ、特別所得稅ニ於テハ此等ノ必要ナシ

第五 課稅最低限ヲ設クルコト

特別所得稅ニ在リテハ本来ハ課稅最低限ヲ設クルノ必要ナシト認ムルモ、零碎ナル所得ヲ捕捉スルハ課稅技術上困難ナルノミナラス、現行營業稅ニ於テモ既ニ其ノ最低限ヲ認メ居ルヲ以テ、之ニ代フヘキ本稅ニ於テハ一定ノ最低限度ヲ設クルヲ可トスヘシ、但シ資産所得ト營業所得ト其ノ程度ヲ異ニスルノ要アリ

特別所得稅綱要

現行地租及營業稅ハ之ヲ地方財源ニ委譲シ、之ニ代フルニ不動産所得、資本利子所得及營業所得ニ對シ左ノ方法ヲ以テ特別所得稅ヲ賦課スルコト

甲 不動産所得

第一 納稅義務者

一 内國ニ於ケル土地家屋其ノ他ノ築造物ノ所有者

(註) 法人タルト個人タルトヲ問ハス、以下各種ノ所得皆同シ

二 内國ニ住所ヲ有シ外國ニ於テ土地家屋其ノ他ノ築造物ヲ所有スル者、但シ外國人ヲ除ク

第二 課税所得

一 内国ニ在ル土地家屋其ノ他ノ建築物ノ賃貸所得、但シ自己所有ノ不動産ヲ供用シテ所得ヲ得ルモノハ其ノ賃貸所得ヲ評定ス

二 内国ニ住所ヲ有スル者ノ外国ニ於テ所有スル土地家屋其ノ他ノ建築物ノ賃貸所得、但シ自己所有ノ不動産ヲ供用シテ所得ヲ得ルモノハ其ノ賃貸所得ヲ評定スルコト前項ニ同シ

第三 課税外ト為スヘキ所得

一 一般所得税法ニ於テ免税スル公共団体、公益法人、産業組合等ノ所得

二 地租条例ニ於テ免税スル公共用等ノ土地ノ所得

(註) 現行地租条例中ニ認めアル各種ノ減免租年期ノ如キハ地方税トナスヘキ地租ニ於テハ之ヲ容認スルモ、特別所得税ニ於テハ之ヲ認めス、即年期中ノ土地ト雖モ尙モ所得アレハ之ニ相当スル課税ヲ為スモノトス

三 一ヶ年二百円未満ノ所得、但シ法人ノ所得ハ此ノ限ニ在ラス

第四 税率

所得金額百分ノ五ノ比例税率トス

乙 資本利子所得

第一 納税義務者

一 内国ニ於テ資本利子ヲ取得スル者、但シ第二項第二類ノ所得ニ付テハ内国ニ住所ヲ有スル者ニ限ル

二 内国ニ住所ヲ有シ外国ニ於テ資本利子ヲ取得スル者、但シ外国人ヲ除ク

第二 課税所得

一 第一類

内国ニ於テ支払ヲ受クル公債(国債ヲ除ク)、社債ノ利子及割引料、銀行預金、信託金ノ利子及法人ヨリ受クル利息

(註) 本所得ノ大部分ハ現行税法第二種所得ト実質同一ナルヲ以テ重複ノ感アリ、故ニ現行第二種所得ヲ第三種ニ編入シ而シテ本所得ハ特別所得税トシテ施行スルヲ可ト認ム

二 第二類

前号以外ノ利子、即金錢又ハ物品ノ貸付等ニ依ル利子又ハ使用料及外国ヨリ受クル利子等

第三 課税外ト為スヘキ所得

一 法人ヨリ受クル配当

(註) 法人ニ対シテモ特別所得税ヲ課スルヲ以テ重複課税ヲ避クルカ為ナリ

二 銀行ノ取得スル利子、割引料等

(註) 銀行ノ所得タル利子割引料等ハ營業所得トシテ課税スルカ故ナリ

三 一般所得税法ニ於テ免税スル公共団体、公益法人及産業組合等ノ所得

四 第二類ノ所得ニシテ一ヶ年二百円未満ノ所得

但シ法人ノ所得ハ此ノ限リニアラス

第四 徴収又ハ調査決定

第一類ハ現行所得税法ノ第二類ニ準シテ徴収シ、第二類ハ現行所得税法第三種ニ準シテ調査決定スルモノトス

第五 税率

所得金額百分ノ五ノ比例税率トス

丙 營業所得

第一 納税義務者

一 内国ニ於テ營業ヲ為ス者

二 内国ニ住所ヲ有シ外國ニ於テ營業ヲ為ス者、但シ外國人ヲ除ク

第二 課税所得

一 内国ニ於ケル商業、工業、鉱業、原始産業等ノ所得

二 内国ニ住所ヲ有スル者ノ外國ニ於ケル商業、工業、鉱業、原始産業等ノ所得

(註) 課税所得ハ資産ト勤勞トヲ併用シ營利ノ目的ヲ以テ行フ凡テノ事業ヨリ生スル所得ヲ網羅スルモノニシテ、現行營業税法ノ各業体ハ勿論、同法以外ノ營業タル売薬營業、娯樂興業、湯屋、理髮業等並ニ所謂原始産業タル農業、漁業、牧養業、採取業等ヲモ含ムモノトス、但シ医師、弁護士、看護婦等ノ自由職業者及職工勞役者ハ之ヲ除ク

第三 課税外ト為スヘキ所得

一 動産、不動産及金錢ヲ貸付クル營業ノ所得

(註) 營業トシテ貸付クル以上ハ理論上營業所得トシテ課税スヘキモノナルモ、動産及金錢貸付ノ所得ハ資本利子所得トシテ課税シ、不動産貸付ノ所得ハ不動産所得ヲシテ課税スル方事實上適當ト認ムルニ依ル

二 營業ニ使用スル資産金額千円ニ滿タサル者ノ所得

(註) 營業所得ニ課税スルハ資産勤勞共働ノ所得ニ課税スルノ趣旨ナルヲ以テ、仮令最低限以上ノ所得アリト

雖モ、其ノ所得ノ大部分カ勤勞ノミヨリ生スルカ如キモノヲ課税外トスル要アリ (例周旋業、仲立業等)

三 一ヶ年四百円未滿ノ所得、但シ法人ノ所得ハ此ノ限ニアラス

(註) 營業所得ハ半ハ勤勞ノ結果ニ依ルモノト認メ財産所得等ノ倍額トセリ

四 一般所得税法ニ於テ免税スル重要物産製造業ノ所得

五 一般所得税法ニ於テ免税スル公共団体、公益法人及産業組合等ノ所得

第四 所得金額ノ算定

所得ノ算定方法ハ一般所得税法ニ準ス、但シ不動産ノ賃貸料ハ之ヲ控除シテ算定スルコト

(註) 不動産ノ賃貸料ハ不動産所得トシテ別ニ課税スルカ故ナリ

第五 税率

所得金額百分ノ三ノ比例税率トス

(註) 營業所得ハ半ハ勤勞ノ結果ニ依ルモノト認メ略其ノ税率ヲ半減セリ

各所得共通ノ事項

一 各所得別ニハ課税最低限ニ達セサルモノト雖モ、左記ノ場合ニ於テハ課税スルモノトス

(イ) 一般所得税ヲ納ムル資格アル者ノ不動産、營業及資本利子所得

(ロ) 不動産所得及資本利子第二類ノ所得ノ合計額カ二百円ニ達スルトキ、又ハ前記所得ノ一若ハ其ノ合計額

ニ營業所得二分ノ一ヲ加ヘタル金額カ二百円ニ達スルトキ

(註) 右二項ノ理論ハ可ナリトスルモ実行上頗ル煩細ニシテ或ハ不可能ナラン

二 前記各所得税ノ部ニ記載シタル外、申告、調査、決定、納期、救済方法等ハ各所得ヲ通シ凡テ現行所得税法ニ依

三 税額

本稅施行ニ依リ徵收シ得ヘキ稅額見込左ノ如シ、而シテ其ノ内訳ハ別記ノ通り、但シ徵收費ノ計算ハ未定

一一二九、八八九、四七五円

一 國稅トシテ特別所得稅ヲ創設シ地租及營業稅ヲ地方稅ニ移ス場合ニ於ケル要項
地租及營業稅ヲ地方稅ニ移ス場合ニ於テハ此兩稅ニ對シ相當修補ヲ加フヘキモ、大体ニ於テハ現行法ノ規定ヲ襲用スルコト

二 地方稅タルノ地租、營業稅ハ特別所得稅ノ納稅者ニ對シテモ之ヲ賦課スルコト

(註) 特別所得稅ノ總額ハ現行地租及營業稅ノ合計額ヲ標準トスルニ拘ラス、課稅最低限ヲ設ケテ其ノ以下ノ者ニハ課稅セサルヲ以テ、特別所得稅ノ納稅者ハ最低限以下ノ者カ現在負擔シツツアル地租及營業稅ニ相當スル稅金ヲモ負擔スルコトトナルヘシ、然ルニ之ニ對シテ既ニ地方稅トナレル地租、營業稅ヲモ賦課スルハ過重ナリトノ說ナキニアラサルモ、又一方ヨリ觀レハ特別所得稅納稅者ノ土地又ハ營業ハ地方公共の各種ノ施設ニ依リ利益ヲ受クルコト比較的多カルヘキヲ以テ、之ニ對シ相當ニ課稅スルハ已ムヲ得サルヘシ

三 地租及營業稅ヲ地方稅ニ移ス場合ニ於テハ地價ノ設定、修正及土地台帳ノ整理、並ニ營業稅課稅標準ノ調査決定等ハ總テ地方團體ヲシテ之ヲ為サシムルコト、但シ政府ニ於テ相當監督ヲ為スコト

四 地方稅トシテ徵收シ得ヘキ地租及營業稅ノ總額ハ、此ノ變遷ノ時期ニ於テハ從來此ノ兩稅ニ對シテ課シタル附加稅ノ範圍ニ止ムヘキコト、但シ將來地方團體財政ノ膨脹ニ伴ヒ漸次擴張シ得ヘキ、又此ノ兩稅ノ財源ヲ以テ諸他ノ地方稅ヲ整理シ負擔ヲ減少スルトキハ其ノ程度ニ於テ從來ノ附加稅以上ニ上ルモ妨ナキコト

(註) 此ノ結果特別所得稅ヲ納ムル資格ナキ者ハ從來國稅トシテ納付シタル地租又ハ營業稅丈ケ其ノ負擔ヲ輕減セラルルコトトナルヘシ

以上各項ニ關聯シテ地方稅タル營業稅、雜種稅、家屋稅及戸數割等ノ整理又ハ特別所得稅附加稅ノ要否等ニ對シ研究ヲ要スル事項多シト雖モ、此等ハ地方稅審議ノ際ニ之ヲ議ルコト

特別所得稅ノ可否

可トスル点

一 所得稅ハ所得ニ課スルモノナリト雖モ其ノ所得ノ種類ニ依リテ担稅力ヲ異ニス、即チ資産所得ハ最も担稅力強ク、資産勤勞共働所得之ニ次キ、勤勞所得ハ其ノ力最モ弱シ、故ニ前者ニ對シテハ一般所得稅ノ外ニ尚特別所得稅ヲ課シ、勤勞所得トノ權衡ヲ保タシムルノ要アルコト、但シ資産所得ト資産勤勞共働所得トノ間ニモ亦稅率ニ区分ヲ設ケ此ノ兩者間ノ權衡ヲ図ルコトヲ要ス

(註) 現行所得稅法第十五條ニ於テ既ニ勤勞所得ニ對シニ割ノ控除ヲ為シ、此等ノ權衡ヲ図リ居ルヲ以テ本項ノ必要ナシトノ論アランモ、現行法ニ依ル勤勞所得ノ割引ハ尚不足ナルノミナラス、小額所得者ニ限ラレ居ルヲ以テ權衡維持上現行法ノ規定ニテハ不十分ナリ

二 資産所得及資産勤勞共働所得ハ土地所得又ハ營業所得ノミニ止マラス、然ルニ現行稅法ニ於テハ此等兩所得ニ對シテノミ地租又ハ營業稅ヲ課シ、其ノ他ノ種々ナル所得ニ對シテ何等課稅ヲ為ササルハ權衡ヲ失ス、故ニ各種ノ所得ヲ網羅スル特別所得稅ヲ起シテ課稅ノ均衡ヲ図ルノ要アルコト

三 地租及營業稅ハ所謂外形の標準ヲ以テ課稅標準トスルカ故ニ、其ノ結果ハ農業者ト營業者トノ間又ハ各農業者及各營業者間ニ課稅ノ衡平ヲ失スル處アリ、故ニ此ノ兩稅ヲ廢止シ農工商等ヲ通シ凡テ一律ニ所得ヲ課稅標準

トスル特別所得税ヲ起シ、此等ノ不権衡ヲ矯正スルヲ可トスルコト

四 一般財産税ハ財産価格其ノモノヲ標準トシテ課税シ所得ノ多少ヲ顧ミサルカ故ニ、動モスレハ元本ヲ侵蝕スルノ虞アルノミナラス、事実上不動産ハ比較的重課セラルルノ虞アリ、之ニ反シ特別所得税ニアリテハ大体ニ於テ如此弊ナキコト

否トスル点

- 一 特別所得税ハ所得ヲ目的トシテ課税スルモノナルカ故ニ、所得ヲ生セサル財産ニシテ而カモ其ノ利用ノ如何ニ依リテハ所得ヲ生シ得ヘキモノニモ課税シ得サルコト
- 二 土地其ノ他ノ自然増価所謂不労価値増加ニ対シテ課税シ得サルコト
- 三 各種財産及營業等ニ付キ悉ク其ノ所得ヲ各別ニ調査スルハ頗ル困難ナルノミナラス、特別所得税ハ一般所得税ト重複課税セラルルカ如キ形トナリ、納税者ニ負担過重ノ感ヲ起サシメ從テ所得ヲ隱蔽スルノ傾向アルコト
- 四 所得実額ノ調査困難ニシテ到底精確ヲ期シ難キニ拘ラス、特別所得税並一般所得税モ同一調査材料ニ依リテ課税スルトキハ愈々其ノ不権衡ヲ拡大スルノ虞アルコト
- 五 現行地租及營業税ノ納期ヲ總テ合併シテ一般所得税ト共ニ徴收スルコトトナルノ結果、国庫ノ歳入ヲ年度ノ後半ニ偏重セシメ歳計上種々ノ不便ヲ生スルコト

(別記)

特別所得税所得金額税額調

種 目	所得金額	税 率	税 額	備 考
不動産所得税	九六四、一五三	百分ノ五	四八、二〇七、六五〇	千四

資本利子所得税	四七九、九二四	百分ノ五	二三、九九六、二〇五
營業所得税	一、九二二、八五四	百分ノ三	五七、六八五、六二〇
計	三、三六六、九三一		一二九、八八九、四七五

備考

計算内訳左ノ通

一 土地、家屋其ノ他築造物ノ所得金額税額調

種 目	所得金額	税 額	備 考
土 地	地 六五九、七六一、〇〇〇	三二、九八八、〇五〇	所得金額内訳別紙ノ通り
家屋其ノ他ノ築造物	三〇四、三九二、〇〇〇	一五、二一九、六〇〇	同 上
計	九六四、一五三、〇〇〇	四八、二〇七、六五〇	税率百分ノ五

イ 土地賃貸料及所得金額調

種 目	段 別	賃 貸 料	備 考
田	反	正	
田	一、九二二、五七五・五	七四二、三三四、一七五	主税局調査ノ小作料段当全國平均一石〇一升六合、此ノ小作料合計二九、六九三、三六七石、米価一石二五円ヲ以テ計算ス
畑	一、一五〇、七八四・九	二二五、七七八、九五〇	
宅 地	三九三、一三五・七	九三、七五八、〇五九	同主税局調査ノ小作料段当全國平均三斗四升五合(玄米三換算)、此ノ小作料合計八、六三一、一五八石、以下同上
畑 田	五、六三〇・四	三、一五三、〇二四	
欽 泉 地	三・三	一〇三、九五〇	計算ノ基礎別紙ノ通り
計		一、四八五、〇〇〇円、以下同上	

池沼	一、二、六八七・〇	一七七、六一八	一段歩二十円ヲ以テ売買価格トシ、財産価額合計二、五三七、四〇〇円、以下前同上
山林	八、〇四八、八八九・〇	一、二二、六八四、四四六	一段歩二十円ヲ以テ売買価格トシ、財産価額合計一、六〇九、七七、八〇〇円、以下前同上
牧場	二五〇、九六五・八	三五六、七六〇	一段歩十円ヲ以テ売買価格トシ、財産価額合計五、〇九六、五八〇円、以下前同上
原野	一、三三六、五四五・〇	九、三五五、八一五	一段歩十円ヲ以テ売買価格トシ、財産価額合計一、三三三、六五四、五〇〇円、以下前同上
雑種地	一四、〇二九・九	四四一、九四一	一段歩四十五円ヲ以テ売買価格トシ、地価ノ約五倍、財産価額合計六、三三三、四五五円、以下前同上
計	一五、二八六、二四六・五	一、一七八、一四四、七三八	
右ノ内所得二百円以上ヲ有スル者ノ取得スル貸貸料		八二四、七〇二、三二七	總貸貸料ノ七割ヲ以テ二百円以上所得アル者ノ取得スル分ト推定ス
所得金額		六五九、七六一、〇五四	所得金額ハ貸貸料百円ニ付八十円ト推算ス

備考 一 本表ノ改訂ハ大正九年一月一日現在ニ依リ調査ス

口 宅地貸貸料調

区分	四十二年ノ坪数	同上ノ貸貸価格	四十二年ニ対スル最近ニ於ケル一坪当貸貸価格	最近ノ騰貴割合	坪当貸貸価格
市街宅地	八〇、三三六、七七五 坪	三六、五二四、六六四 円	四五五 厘	二倍二割	一、〇〇〇 厘
郡村宅地	一、〇七一、六〇四、六五八 坪	三五、三八二、七六〇 円	〇三三 厘	一倍七割	〇五六 厘
計	一、一五一、九四一、四三三 坪	七一、九〇七、四二四 円			

大正九年一月一日現在坪数一、一八〇、〇〇七、一〇〇坪
四十二年ニ対スル大正九年坪数ノ増加割合百分ノ二、四三

区分	四十二年ノ坪数	大正九年ノ坪数 [即チ増加割合ヲ乗シタルモノ]	内 自己居住 用 見 積 坪 数	差引課税坪数	一坪当貸貸 格	總貸貸価格
市街宅地	八〇、三三六、七七五 坪	八二、三六二、四四九 坪	一六、四七二、四九〇 坪	六五、八八九、九五九 坪	一、〇〇〇 厘	六五、八八九、九五九 円
郡村宅地	一、〇七一、六〇四、六五八 坪	一、〇九七、六四四、六五一 坪	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇 坪	四九七、六四四、六五一 坪	〇五六 厘	二七、八六八、一〇〇 円
計						九三、七五八、〇五九 円

備考 一 四十三年ノ坪数並貸貸価格ハ宅地地価修正ノ際ニ於ケル大蔵省調査ニ依ル
二 四十三年ニ対スル最近ノ騰貴割合ハ、市街宅地ニ在リテハ日本銀行調査ノ四十三年対大正七年ノ物価指数ノ騰貴割合ニ依リ算出シ、郡村宅地ハ右ヨリ五割ヲ減シテ算出セリ
三 自己居住用見積坪数ハ市街宅地ニ在リテハ二割、郡村宅地ニ在リテハ農業總戸数約五百万戸ト推定シ之ニ一戸当見積坪数百二十坪ヲ乗シテ計算セリ

八 家屋其ノ他ノ築造物ノ貸賃価格及所得金額調

区別	貸賃価格	所得金額	備考
家屋	三八四、八二五、六四八	二六九、三七六、五五四	内街地ノ戸数二、二六一、八〇七戸、一戸当(地代ヲ除キタル)貸賃料年二四〇円ト見積リ、此ノ貸賃料合計五四二、八三三、六八〇円、内自己居住用ヲ二割ト見積リ、之ヲ控除シタル金額四〇四、二六六、九四四円、市街地以外ノ戸数八、二〇七、八〇九戸、内農業戸数約五百戸ト見積リ、之ヲ控除シタル戸数三、〇二七、八〇九戸、之ニ一戸当(地代ヲ除キタル)見積賃料年三六四円ト見積リ、之ニ一割ト見積リ、之ヲ控除シタル金額一、一五、四八一、二四四円、貸賃料合計五四九、七四八、〇六八円、内納税資格ニ達セサルモノヲ三割ト見積リ、之ヲ控除シタル金額ハ貸賃料百円ニ付七十円ト推算ス
倉庫	四八三、三五七	三三八、三四九	營業稅ヲ課セラレタル倉庫建築物賃賃価格七一、九、二八四円中、土地及店舗ニ対スル分ヲ三割ト見積リ、之ヲ控除シタル額七、五〇三、四九八円ヲ倉庫ノモノトシ、之ニ營業者以外ノ分ヲ二割ト見積リ、加算シタル金額六〇、四一九七円ヨリ納税資格ニ達セサルモノヲ内二割ト見積リ、控除シタルモノトス
工場	七、二三五、五〇〇	五、〇五七、八五〇	營業稅ヲ課セラレタル製造業建築物賃賃価格一五、〇五三、一一九円中、土地及店舗ニ対スル分ヲ五割ト見積リ、之ヲ控除シタル額五、五二六、六四四円ヲ工場ノモノトシ、之ニ營業者以外ノ分ヲ二割ト見積リ、加算シタル金額九、〇三一、八七六円ヨリ納税資格ニ達セサルモノノ内二割ト見積リ、控除シタルモノトス
築造物	七、二二、五五〇	五、〇五、七八五	營業稅ヲ課セラレタル工場ノ一割ト推定セリ
個人ノ他ノ築造物	四一、五九〇、一三三	二九、一一三、〇八六	營業稅ヲ課セラレタル法人ノ建築物賃賃価格五一、五〇四、七九七円中、土地ノ分ヲ一割五分ト見積リ、之ヲ控除シタル額四三、七七九、〇七七円ヨリ納税資格ニ達セサルモノヲ内五分ト見積リ、之ヲ控除シタルモノトス
計	四三、四、八四五、一七八	三〇、四、三九一、六二四	

備考 建築物賃賃価格ハ大正九年營業稅決定額ニ依リ調査ス

二 資本利子税概算額調

種類	利子額	備考
資金ノ利子(營業)	四〇、二二〇、八六一	大正八年分營業稅課税標準タル金銭貸付業運轉資本金額三三五、〇九〇、五一五円ニ對シ利率一割二分ヲ乘シテ算出ス
關 (非營業)	四四、四八八、一三〇	大正八年分第三種所得種類別表ノ貸金預金其他利子額四六、八二九、六一一円ノ内一割ハ銀行預金及所得二百円未満ノ者ノ取得スル利子ト看做シ、之ヲ控除シテ算出ス
物品貸付料(營業)	八三三、七三三	大正八年分營業稅課税標準タル物品貸付業運轉資本金額六、九三九、四三四円ニ對シ一割二分ヲ乘シテ算出ス
社債及公債(國債以外)	五二、〇八九、七七三	大正八年年度第二種所得稅額表ニ依ル
銀行定期預金ノ利子	一三〇、〇五四、六二七	大正八年一月現在銀行定期預金高三、三八五、四五五、八一四ニ對シ利率六分五厘ヲ乘シテ算出ス
銀行特別當座預金ノ利子	五七、四六五、〇一六	(預金高ハ銀行局編纂ニ係ル全國銀行貸借対照表ニ依ル、以下同)
銀行當座預金ノ利子	六三、六〇九、二二〇	大正八年一月現在銀行特別當座預金高一、一二四、五六〇、〇〇三円ニ對シ日歩一銭四厘トシテ算出ス
割引発行ニ係ル公債社債ノ割引料	一、一七三、七三五	大正八年一月現在銀行當座預金高一、四五二、二六五、三〇三円ニ對シ日歩一銭二厘トシテ算出ス
合計	四七九、九二四、〇九四	税額二三、九九六、二〇五円、稅率百分ノ五

三 營業所得金額及稅額調

区分

所得金額

摘

要

合計	原始産業		鉱業		商工業	
	個人	法人	個人	法人	個人	法人
個人	一、四二二、〇〇四	一、二七四、五一一	一四〇、七四三	五、四二三	四六〇、八五三	二、七四一
法人	九二二、八五四	五〇〇、八五〇	三、四七五	四、二七三	四六〇、八五三	二、七四一

法人ノ分ハ大正八年分純益金ヲ基礎トシ払込資本ノ割合ヲ以テ各業ニ之ヲ按分シタリ、個人ノ分ハ大正八年分ノ各業毎ノ所得決定高ニ對シ四百円以上五百円未満ノ者ノ所得見積千分ノ三十八(大正七年ノ改正実績ニ依ル)ヲ加算シタル金額ナリ
 稅額五七、六八五、六二〇円、稅率百分ノ三

第三案

一般所得稅ヲ中枢トシ之ニ配スルニ現行地租、營業稅ヲ修正シテ存続セシメ、尙土地營業稅トノ權衡上建築物稅及資本利子稅ヲ創設スルコト

說明

直接國稅ノ体系ヲ如何ニスヘキカハ重大ナル問題ナリト雖モ、応能課稅ノ原則ニ從ヒ各人ノ全所得ヲ課稅標準トスル一般所得稅ヲ以テ其ノ中心ト為スヘキコトニ付テハ、理論上ニ於テモ亦各國ノ立法例ニ鑑ミルモ殆ト疑問ノ余地ナキ所ナリ、然レトモ一般所得稅ノミヲ以テシテハ未タ完全ニ其ノ目的ヲ達成シ能ハサルヲ以テ、之レカ補充稅トシテ如何ナル租稅ヲ設クルヲ適當トスヘキカハ重要ナル研究問題ナリトス、而シテ一般所得稅ノ及ハサル所トシテ筆クヘキ重要ナル事項ハ左ノ二點ニアリ

第一 各人ノ純收入ハ事實上之ヲ完全ニ調査スルコト困難ナルヲ以テ、純收入ヲ課稅標準トスル一般所得稅ノミニテハ動モスレハ負担ノ公平ヲ失スルノ虞アリ

第二 各種ノ所得ハ其ノ源泉カ資産ナルカ又ハ勤勞ナルカニ依リ担稅力ヲ異ニスルハ疑ナキ所ナリ、然ルニ一般所得稅ノミヲ以テシテハ充分ニ之ヲ調節スルコト能ハス

故ニ之レカ補充トシテ一般所得稅ニ對立スヘキ租稅ハ、最モ善ク以上ノ欠点ヲ補フニ足ルヘキ性質ヲ具フルモノタルコトヲ要ス

今現行ノ地租及營業稅ヲ全廢シ財產稅ヲ創設スヘシトノ說ニ付キ之ヲ考フルニ、一般財產稅ハ財產其ノモノヲ課稅標準トスルカ故ニ直接所得ヲ調査セムトシテ及ハサル点ヲ補充スルノ趣旨ト、資産所得ニ重課スルノ趣旨トヲ兼備スルカ如シト雖モ、其ノ調査周到ヲ期シ難キノ結果比較的不動産ニ重課セラルルノ傾向アルノミナラス、其ノ所得ノ有無ヲ問ハス又ハ其ノ程度ヲ異ニスルニ拘ラス之ヲ同一ニ律セムトスルノ点ニ於テ、亦却テ不公平ナル結果ヲ生スルノ虞アリ、且一面財產稅ヲ起シテ地租及營業稅ヲ廢止スヘシトスル理由ハ、主トシテ此ノ兩稅カ其ノ担稅力ニ伴ハストノ点ニアルニ拘ラス、担稅力ノ表現タル所得ノ如何ヲ無視シテ財產價值ノミヲ課稅ノ標準トシ、以テ地租及營業稅ニ代

へムトスルハ其ノ理由徹底セスト認ム

又現行ノ地租及營業稅ヲ廢シテ特別所得稅ヲ新設スヘシトノ說ニ付キ考フルニ、特別所得稅ハ各種ノ所得ニ於ケル負擔力ノ相違ヲ斟酌スルニ適シ、一般所得稅ノ第二ノ欠点ヲ補充スルニ足ルカ如シト雖モ、其ノ第一ノ欠点ヲ補充スルノ目的ニ副ハス、加之一般所得稅ト等シク調査困難ナル純收入ヲ課稅標準トスルモノナルカ故ニ、一般所得稅ノ欠点ヲ益々増大セシムルノ結果ヲ生ス

以上ノ如クニシテ一般財産稅及特別所得稅ハ何レモ一般所得稅ノ補充トシテ理想的ノモノト認メ難シ、故ニ之レヲ創設セムカ為ニ既ニ行ハルコト久シキ地租及營業稅ヲ俄ニ廢止シ、國民經濟ニ變動ヲ与フルカ如キハ大ニ考慮ヲ要スト認ム

現行地租及營業稅ハ固ヨリ其ノ欠点トシテ數フヘキモノ少ナカラスト雖モ、施行後既ニ數十年ヲ經過シ、官民其ノ取扱ニ慣熟セルノ特長アルノミナラス、其ノ表現的課稅標準ヲ以テスルノ点ニ於テ一般所得稅ノ短所ヲ補充スルニ適シ、資産若ハ資産勤勞共働ノ所得ニ重課スルノ点ニ於テモ亦一般所得稅ノ及ハサル所ヲ補フニ足ルヘキ特質ヲ有ス、故ニ之ヲ相当ニ修補シテ其ノ欠点ヲ矯正スルコトニ努メ、同時ニ土地及營業以外ニ於テ尙相当担稅力ヲ有スト認メラルル建物及貸付資本ニ重課スルノ目的ヲ以テ建物稅及資本金子稅ヲ創設シ、一般所得稅ト相俟テ負擔ノ公平ヲ圖ルハ本邦直接稅ノ組織ヲ完全ナラシムルノ方法トシテ適當ノ策ナリト認ム、其ノ要領ヲ挙クレハ左ノ如シ

地租制度改正ノ必要

法定地価ハ明治八年改租以來局部的地価ノ修正ヲ為シタルモノノ外大体ニ於テ變動ナシ、然ルニ爾後ニ於ケル經濟事情ノ變遷、交通機關ノ發達、農事ノ改良進歩等、其ノ他各般ノ狀況ニ依リ土地ノ價格ハ著シク變動ヲ來シ、殊ニ宅地ニ在リテハ其ノ變動甚シキモノアリ、而シテ宅地ニ付テハ明治四十三年ニ於テ地価修正ヲ行ヒタルモ、其ノ他ノ土地

ニ付テハ地価ノ修正ヲ為サス以テ今日ニ及ヘリ、去レハ田畑ノ現行法定地価ハ其ノ收穫ヨリ之ヲ見ルモ將又其ノ貸賃價格ヨリ之ヲ見ルモ、各地ノ間著シク不均衡ヲ來セルハ疑ナキ所ナリ、故ニ之方課稅ノ均衡ヲ圖ラントセハ根本的地価ノ修正ヲ為ササル可カラズ

地価修正ヲ実行スルニ付テハ各種ノ方法アラシモ大体ニ於テ左ノ三種ノ方法ニ帰著スヘシ

一 売買價格主義

土地ノ売買價格ヲ以テ地租ノ課稅標準トナスモノ

二 收穫主義

土地ノ收穫價格ヨリ公課耕作費等ヲ控除シタル純益ヲ相當金利ニテ還元シタル價格ヲ以テ地租ノ課稅標準トナスモノ

三 貸賃價格主義

土地ノ小作料即チ貸賃價格ヲ以テ地租ノ課稅標準ト為スモノ

前掲ノ方法ニ付テハ各々利害得失アリト雖モ、就中貸賃價格主義ニ依ルヲ最適当ナリト認ム、而シテ其ノ何レニ依ルモ地価修正ヲ行ハントセハ其ノ經費田畑ノミニテ約四、五千万円ヲ要ス

田畑ノ地価修正ヲ行フト同時ニ宅地ニ付テモ亦地価修正ノ要アルヘシト雖モ、右ハ明治四十三年ニ於テ既ニ之ヲ修正シ、其ノ後ノ經過年月比較的短キヲ以テ此ノ際地価修正ヲ見含ヌモノナルヘシ、然レトモ其ノ當時ニ於テ付シタル制限ハ之ヲ撤廢スルコトヲ要ス、此ノ制限撤廢ニ付テハ各別經費ヲ要セスシテ百九十万円ノ收入ヲ得ヘシ

(註)宅地地価ノ修正ハ貸賃價格ノ十倍ヲ以テ地価トスルヲ原則トセシモ、貸賃價格ノ十倍カ現在地価ニ對シ、市街宅地ニ在リテハ十八倍ヲ、郡村宅地ニ在リテハ七倍ニ割ヲ超ユルトキハ其ノ十八倍若ハ七倍ニ割ニ制限シ、

之ヲ以テ地価トセリ

山林原野等ニ付テモ亦現行法定地価ノ不権衡タルコト蓋シ田畑及宅地以上ナルヘシ、故ニ山林原野等モ亦地価修正ヲ為コトヲ要スルハ勿論ナルモ、山林原野等ニ付テハ其ノ実行田畑ヨリモ一層困難ナルノミナラス、土地台帳登録面積ニ誤謬甚シカルヘキヲ以テ、地価修正ヲ為スニ於テハ同時ニ地盤ノ測量ヲ為スコトヲ要スヘシ

以上述フル事由ニ依リ此ノ際地価修正ヲ実行スルモ、經濟事情ノ変遷、交通機關ノ發達、農事ノ改良進歩、其ノ他各般ノ状況ニ依リ爾後數年ノ後ニ於テハ再地価修正ヲ為スヲ要スルニ至ルヘシ、尤モ五、六年目毎ニ地価ノ修正ヲ為ストセハ可ナルヘキモ、其ノ一回ノ経費田畑ノミニテモ約四、五千万円ヲ要シ、殆ント一ヶ年分田畑ノ地租額ニ近キ経費ヲ要スヘキコトナルヘシ

右述フル如ク法定地価ノ制度ハ土地価額ノ變動ニ隨テ其ノ修正ヲ為スニ非サレハ課税ノ権衡ヲ保持スル能ハサルニ拘ラス、之レカ修正ニハ多大ノ手數並ニ経費ヲ要シ実行殆ト不可能ナリ、然ルニ賃貸価額ハ土地価額ノ變動ニ順応シテ異動シ且調査比較的容易ナルト、及地租ハ本来土地ノ価額ヨリモ寧ロ收益税トシテ土地ノ收益タル賃貸価額ニ課税スルヲ適當ト認メラルルカ故ニ、法定地価ニ代フルニ賃貸価額ヲ以テセハ地価修正等ノ煩勞ヲ要セスシテ、而モ能ク土地ニ對スル課税ノ権衡ヲ期シ得ヘシ、依テ賃貸価額ヲ以テ課税標準トシ、尚左記各項ノ通現行地租制度ヲ改正セントス

地租制度改正要領

第一 納税義務者

土地台帳ニ登録セラレタル記名者

(註) 事實上ノ所有者ハ異ナルモ徵税上ニ付テハ台帳記名者トス

第二 課税スヘキ土地

現行地租条例ニ於ケル有租地トス

(註) 即(第一類)田、畑、宅地、塩田、鉱泉地

(第二類)池沼、山林、牧場、原野、雜種地

第三 課税外ト為スヘキ土地

公用若ハ公共ノ用ニ供スル土地又ハ墳墓地、用悪水路、溜池、堤塘、井溝、鐵道用地、軌道用地、運河用地、保安林等

第四 課税標準

一 課税標準ハ賃貸価額ニ依ル

二 賃貸価額ハ前年ノ実績ニ依ル、但シ賃貸ニ付セサルモノハ之ヲ評定ス

(註) 賃貸ニ付セサルモノ、内ニハ無償貸付、自己使用及自他共ニ使用セサルモノヲ含ム

第五 課税標準ノ調査決定

(註) 大体現行所得税法ノ手續ニ準スルコト即チ左ノ通

(一) 一月一日現在ニ於ケル土地所有者ハ毎年一月中ニ於テ前年ノ賃貸価額ヲ申告スヘキコト、但シ前年ニ於テ賃貸ニ付セサルモノハ類地ニ比準シテ申告スルコト

(二) 課税賃貸価額ハ稅務署ニ於テ右申告ヲ基礎トシ、申告ナキモノ又ハ申告不正ト認ムルモノハ相當資料ニ依リ其ノ調査ヲ為スコト

(三) 課税賃貸価額ノ決定ニ付テハ特ニ設クル調査委員會ニ付議シ其ノ決議ニ依リ政府之ヲ決定スルコト

第六 地租ノ減免

現行地租条例ニ於ケル開墾、荒地又ハ耕地整理法ニ依ル整理地等ニ対スル地租ノ軽減又ハ免除ニ関スル制度ノ趣旨ハ之ヲ存続シ、当該地ヨリ収入スル賃貸料ノ全部又ハ一部ヲ一定期間課税標準タル賃貸価格中ヨリ控除スルコト

第七 税率

賃貸価格百分ノ四ノ比例税率トス

第八 納期ハ現行ノ通りトスルコト、即チ左ノ如シ

宅地 七月、翌年一月

田 翌年一月、二月、三月、五月

其他 九月、十一月

本案ノ可否

可トスル点

一 現行法定地価制度ノ如ク一定ノ期間経過後多大ノ経費ヲ投シテ之ヲ修正スルノ要ナク、而カモ各地間ノ權衡ヲ保持シ得ヘキコト

二 地租ヲシテ屈伸力ヲ生セシムルコト

三 年ノ豊凶、米価ノ高低ニ順応シ納税者ノ負担力ニ適応シタル課税ヲ為シ得ルコト

否トスル点

一 事實上各筆毎ニ賃貸価格ノ精確ナル決定困難ナルカ故、大小地主間又ハ一部所有權移転等ノ場合ニ不權衡ヲ来タスノ虞アルコト

二 田、畑、宅地等ノ賃貸價格ハ仮リニ調査シ得ルトスルモ、山林、原野等ニ至リテハ其ノ調査一層困難ナルコト

土地賃貸料及税額調

種目	段別	賃貸料	備考
田	一	九二二、五七五、五	主税局調査ノ小作料段当全國平均一石〇一升六合、此ノ小作料合計二九、六九三、三六七石ニ米価一石二十五円ヲ以テ計算ス
	二	七四二、三三四、一七五	
畑	一	二、五〇一、七八四、九	主税局調査ノ小作料段當全國平均三斗四升五合（玄米ニ換算、此ノ小作料合計八、六三一、一五八石、以下前同上
	二	二、五〇一、七八四、九	
宅地	三九三、一三五、七	一四三、八三〇、五四九	別紙内訳ノ通
塩田	一	五、六三〇、四	一段歩八百円ヲ以テ売買價格トシ（地価ノ二十五倍）、財産價格合計四五、〇四三、二〇〇円、利回七厘ヲ以テ賃貸料トス
	二	三、一五三、〇二四	
飲泉地	一	三三	一坪千五百円ヲ以テ売買價格トシ（地価ノ二十倍）、財産價格合計一、四八五、〇〇〇円、以下前同上
	二	一〇三、九五〇	
池沼	一	一三、六八七、〇	一段歩二十円ヲ以テ売買價格トシ、財産價格合計二、五三七、四〇〇円、以下前同上
	二	一七七、六一八	
山林	一	八、〇四八、八八九、〇	一段歩二十四円ヲ以テ売買價格トシ、財産價格合計一、六〇九、七七七、八〇〇円、以下前同上
	二	一一二、六八四、四四六	
牧場	一	五〇、九六五、八	一段歩十円ヲ以テ売買價格トシ、財産價格合計五、〇九六、五八〇円、以下前同上
	二	三五六、七六〇	

原野	一、三三六、五四五、〇	九、三五五、八一五	一段歩十円ヲ以テ売買価格トシ、財産価格合計一三三、六五四、五〇〇円、以下前同上
雑種地	一四、〇二九、九	四四一、九四一	一段歩四十五円ヲ以テ売買価格トシ（地価ノ約五倍）、財産価格合計六、三二三、四五五円、以下前同上

計 一五、二八六、二四六、五 一、三三八、二二七、二二八 税額四九、一二八、六八九円、税率百分ノ四

備考

- 一 本表ノ段別ハ大正九年一月一日現在ニ依リ調査ス
- 二 米価ハ現今ノ相場ヲ参照シテ一石二十五円ト推定セリ
- 三 塩田以下価額ニ対スル貸貸料ノ割合ヲ利回七朱トシテ計算セルハ定額預金利子等ヨリ推定セリ

宅地貸貸料調

区分	四十三年ノ坪数	同上ノ貸貸価格	一坪当貸貸価格	四十三年ニ対スル最近ノ騰貴割合	最近ニ於ケル一坪当貸貸価格
市街宅地	八〇、三三六、七七五	三六、五二四、六六四	四五五	二倍二割	一、〇〇〇
郡村宅地	一、〇七一、六〇四、六五八	三五、三八二、七六〇	三三	一倍七割	〇五六
計	一、一五一、九四一、四三三	七一、九〇七、四二四			

大正九年一月一日現在坪数一、一八〇、〇〇七、一〇〇坪

四十三年ニ対スル大正九年坪数ノ増加割合百分ノ二、四三

区分	四十三年ノ坪数	大正九年ノ坪数		総貸貸価格
		即チ増加割合ヲ乗シタルモノ	一坪当貸貸価格	
市街宅地	八〇、三三六、七七五	八二、三六二、四四九	一、〇〇〇	八二、三六二、四四九
郡村宅地	一、〇七一、六〇四、六五八	一、〇九七、六四四、六五一	〇五六	六一、四六八、一〇〇
計				一四三、八三〇、五四九

備考

- 一 四十三年ノ坪数並賃貸価格ハ宅地地価修正ノ際ニ於ケル大蔵省調査ニ依ル
- 二 四十三年ニ対スル最近ノ騰貴割合ハ市街宅地ニ在リテハ日本銀行調査ノ四十三年対大正七年ノ物価指数ノ騰貴割合ニ依リ算出シ、郡村宅地ハ右ヨリ五割ヲ減シテ算出セリ

營業稅改正要領

現行營業稅ハ主トシテ外形標準ニ依リ課稅スルカ故ニ其ノ課稅ハ必スシモ各人ノ所得ニ伴ハス、時ニ或ハ損失アルモ尚課稅セラルルカ如キ結果ヲ生シ、且其ノ申告誠実ヲ欠キ又ハ調査精確ヲ期シ難キカ故ニ各營業者ノ負担權衡ヲ得サルコトアリ、去リトテ徹底的ニ此ノ調査ヲ行ハントセハ營業者ノ迷惑ヲ來スコト多ク、從テ動モスレハ官民相互ノ間

ニ於テ紛争ヲ醸スノ虞アリ、故ニ此等ノ弊害ヲ除去スルコトヲ以テ修正ノ眼目ト為ササルヘカラス、然レトモ營業稅ハ所得ニ伴ハストノ非難ヲ避ケントセハ結局各營業ノ所得ヲ課稅標準トスルノ外ナカラン、如斯スルトキハ事實上所得稅ニ變化スルモノニシテ營業稅トシテノ改善ニ非ス、之レ全ク別箇ノ議論ナリ、兎モ角如斯スルトキハ營業稅ハ所得稅ニ於ケル調査不充分ニ伴フ不權衡ヲ補完スルノ主要目的ヲ失フコトナルヲ以テ、原則トシテハ依然外形標準ヲ採リ、唯其ノ業体ニ応シ成ルヘク所得ヲ推定スルニ適當ト認ムルモノ、即チ營業ノ大小又ハ收入ノ多寡ヲ最能ク代表スト認ムルモノヲ課稅標準トシテ選択スルコトトシ、同時ニ其ノ種目ヲ成ルヘク少ナカラシメ以テ調査ノ簡便ヲ圖ルヲ要ス、如上ノ趣旨ニ依リ現行法ニ對シ大体左ノ如キ修正ヲ加フルコト

第一 課稅營業

一 現行法ノ課稅營業中金錢貸付業及物品貸付業ニ對シテハ資本利子稅ヲ課スルコトトシ、營業稅ヨリハ之ヲ削除スルコト

(註)營業ニ非サル金錢、物品貸付ノ收益ニ對シテハ資本利子稅トシテ課稅ス、然ルニ營業ナルトキハ營業稅ヲ課スルトセハ營業稅ノ稅率ハ資本利子稅ヨリ輕キヲ以テ此ノ兩者間ノ權衡ヲ失ス、殊ニ金錢、物品貸付行為ノ營業ナリヤ非營業ナリヤハ事實上容易ニ区分シ難ク、又金錢、物品貸付ノ收益ハ事實上大部分資產收入ニシテ他ノ普通營業ト其ノ内容ヲ異ニス、故ニ此ノ点ヨリモ亦營業稅ヨリ除外スルノ要アリ

二 現行制度ニ於テ營業稅法以外ニ於テ特殊ノ營業稅ヲ課セラルル売藥製造業ヲモ本法ノ製造業中ニ包含セシメテ之ヲ統一シ、売藥營業稅ハ之ヲ廢止スルコト

第二 課稅標準

一 建物賃貸價格ハ必スシモ營業ノ大小、收入ノ多寡ヲ代表スルモノニアラサルヲ以テ、原則トシテ課稅標準中ヨ

リ之ヲ削除スルコト、但シ左記ノ營業ニ付テハ例外トシテ現行ノ通存儲スルコト

席貸業、料理店業、旅人宿業

二 前項但書ニ依リ建物賃貸價格ヲ存置スル營業ニアリテモ現行法ノ如ク建物賃貸價格及從業者ノミヲ課稅標準トセス、尚其ノ課稅標準中ニ收入金ヲ加フルコト

三 建物賃貸價格ヲ削除スルノ結果、從來之ヲ主タル課稅標準ト為シタル倉庫業ニアリテハ製造業、運送業等ノ如ク其ノ課稅標準中ニ資本金ヲ加ヘ之ヲ主タル課稅標準トスルコト

四 物品販売業ノ売上金ハ現行法ニ於テハ卸売小売共ニ之ヲ甲乙ニ区分シテ稅率ヲ定メアルモ、其ノ種目区分中不適當ト認ムルモノアルヲ以テ之ヲ相當整理スルト同時ニ、卸売ニ付テハ甲乙丙ノ三種ニ分チ、尚卸売ト小売トノ稅率ノ間差ヲ少クスルコト

五 現行法ニ於ケル資本金ノ計算方ハ簡單ニ失シ營業ノ実情ニ副ハサルノ感アルヲ以テ私込資本金等ノ外ニ、杜債、借入金、銀行預金及保險責任準備金等ノ一部ヲ資本金トシテ計算スルコト

(註) 其ノ算入スヘキ程度ハ自己資本ヲ以テスル純益歩合ト、借入資本ヲ以テスル純益歩合トノ割合ヲ大体ノ標準トスルコト

六 現行法ニ於テ製造業者ノ資本金額カ前年ノ資本金額ニ對シ十分ノ二以上増加セル場合ハ、其ノ増加總額ニ對シ二年間之ヲ課稅標準ヨリ控除スルコトトナリ居ルモ、之ヲ改メテ増加資本金額カ前年ノ資本金額ニ對シ五割ヲ超過スル場合ニ於テ其ノ超過額ノミヲ控除スルコト

(註) 此ノ恩典ハ製造業ノミナルヲ以テ他業トノ權衡上廢止スルヲ可トスヘシ、然レトモ沿革上之ヲ存置セサルヲ得ストセハ其ノ増加割合ノ二割ハ少キニ失スルヲ以テ之ヲ改メ、且増加金額全部ヲ控除スルハ二割未滿ノ

業名		課税標準		課税最低限	
現行	改正	現行	改正	現行	改正
物販	物販	小売	小売	二上 千円金	三上 千円金
銀行	銀行	貸付	貸付		
保険	保険	貸付	貸付		
無	無	貸付	貸付		
製造	製造	賃借	賃借		
職工 労働者	職工 労働者	賃借 者格	賃借 者格	三 千円金	二 千円金

第一表 課税標準種目及課税最低限 (別記)

- 増加ヲ為シタルモノヨリモ却テ其ノ課税少キ結果トナリ、不権衡ナルヲ以テ之ヲ改正スルノ要アリ
- 七 一般経済界ノ変遷ニ依リ現行課税最低限度ハ低キニ失スト認メラルルヲ以テ之ヲ別紙第一表ノ通変更スルコト
- 第三 課税手続
 - 一 課税標準ノ調査ニ付テハ現行調査委員ノ外同業組合其ノ他各種ノ組合等ノ意見ヲ徴スルノ制度ヲ設ケ、以テ直接納税者トノ折衝ヲ少ナカラシムルコト
 - 二 実地ニ付調査スルノ必要アル場合ハ成ルヘク高等官ヲ以テ之ヲ充ツルノ組織ト為シ、且秘密漏洩ニ対シ厳格ナル制裁ヲ設クルコト
 - 三 誠実ナル申告ヲ奨励シ成ルヘク其ノ申告ヲ尊重スルノ方針ヲ採ルト同時ニ、無申告者又ハ不正申告者ニ対シテハ相当嚴重ナル制裁規定ヲ設クルコト
- 第四 調査、決定、徴収、納期等
- 現行法ノ通り、但シ調査委員及審査委員等ノ制度ハ大体改正所得税法ニ準シ之ヲ改ムルコト
- 第五 税率
- 別紙第二表ノ通
- 第六 納期
- 現行通り六月、十一月ノ二期トス

請		鉄		倉		貨物陸揚場		船舶碇繋場		棧橋	
負		道		庫		場		場		橋	
内	從	内	從	内	從	内	從	内	從	内	從
職	業	職	業	職	業	職	業	職	業	職	業
勞	負	勞	入	勞	賃	勞	資	勞	資	勞	資
役	者	役	者	役	者	役	者	役	者	役	者
者	金	者	金	者	格	者	金	者	金	者	金
内	從	内	從	内	從	内	從	内	從	内	從
職	業	職	業	職	業	職	業	職	業	職	業
勞	負	勞	入	勞	賃	勞	資	勞	資	勞	資
役	者	役	者	役	者	役	者	役	者	役	者
者	金	者	金	者	金	者	金	者	金	者	金

請

二負
千
円金

請

三負
千
円金

運		運		写		出		印	
河		送		真		版		刷	
内	從	内	從	内	從	内	從	内	從
職	業	職	業	職	業	職	業	職	業
勞	本	勞	本	勞	賃	勞	賃	勞	賃
役	者	役	者	役	者	役	者	役	者
者	金	者	金	者	格	者	格	者	格
内	從	内	從	内	從	内	從	内	從
職	業	職	業	職	業	職	業	職	業
勞	本	勞	本	勞	賃	勞	賃	勞	賃
役	者	役	者	役	者	役	者	役	者
者	金	者	金	者	金	者	金	者	金

從

業
三
人者

資

二本
千
円金

從

業
三
人者

資

本
千
円金

從

業
三
人者

資

本
千
円金

從

業
三
人者

資

本
千
円金

(別記)

第二表 税率及稅額

課稅標準	內 訳	課稅標準額	稅 率	稅 額
売上金	小 卸	四六一〇、一九一	五分	二〇五、〇九五
	乙 甲	一、五四三、四七八	一〇	一、五四三、四七八
	丙 乙 甲	三、四九七、六〇六	一三	四、五四六、八八七
		四、三三五、八一五	二〇	八、七一、六三〇
		一、〇四五、四六四	二六	二、七、二〇六
		二、〇五二、八三三	二、五	五、一三二、〇八二
		一、八一八、三八〇	五	九、〇九一、九〇〇
		四七、四四八	四	一、八九、七九二
		四八六、五七〇	七	三、四〇五、九九〇
		一九三、七三四	三、五	六七八、〇六九
		四〇、七一	一、五	六〇、六六五
		二、七六八	六	七六、六〇八
		二七、四九九	三、五	九六、二四六
		一一八、二八三	三〇	三五四、八九〇
		一、三〇三	五	七、一、六六五
		二、五三〇	同	八八、五五〇
		三、一三八	同	一八八、二八〇
雜貨				
報 徵	金			
收 入	金			
諸 負	金			
資 本	金			
	(銀行、保險、無尽)			
	(製造、印刷、出版)			
	(倉庫)			
	(其ノ他)			
	(請負)			
	(鉄道)			
	(席貸)			
	(旅人宿、料理店)			
	(周旋、代理、仲立、問屋、信託)			
雜貨				
報 徵	金			
收 入	金			
諸 負	金			
資 本	金			

信 問 仲 代 周 料 旅 席	託 屋 立 理 旋 店 宿 貨	從 報 從 報 從 報 從 報 從 報 從 貨 從 貨 從 貨	業 價 業 價 業 價 業 價 業 價 業 價 業 價 業 價 業 價	者 金 者 金 者 金 者 金 者 金 者 格 者 格 者 格 者 格	從 報 從 報 從 報 從 報 從 報 從 貨 從 貨 從 貨	業 價 業 價 業 價 業 價 業 價 業 入 業 入 業 入	者 金 者 金 者 金 者 金 者 金 者 格 者 格 者 格 者 格	報 報 報 報 報 從 從 貨	二 價 二 價 二 價 二 價 二 價 業 業 貨	百 百 百 百 百 四 四 百	円 金 円 金 円 金 円 金 円 金 人 人 円	報 報 報 報 報 貨 貨 貨	三 價 三 價 三 價 三 價 三 價 二 價 二 價 二 價	百 百 百 百 百 百 百 百 百	円 金 円 金 円 金 円 金 円 格 円 格 円 格

従業者
 内従業者 (各業)
 職工労役者
 合計

一、一三四、八〇四 一人二付 二、二六九、六〇八
 一、二〇〇、七九六 同 五十錢 六〇〇、三九八
 三八、〇三三、六三九

備考
 課税標準額ハ大正八年分營業税ノ実態ヲ基礎トシテ調査セリ

建築物税要領

第一 納税義務者

建築物台帳ニ登録セラレタル所有者

(註) 事実上ノ所有者ハ異ナルモ徵税上ニ於テハ台帳記名者トス

第二 課税スヘキ建物

一 建物トハ住宅、工場、倉庫等一切ノ建物ヲ包含ス

(註) 一 船渠、橋梁、窟倉等ヲ含マズ

二 住宅ニハ附属建物ハ勿論門扉ヲ、工場ニハ煙突ヲ含ム

二 用途ノ如何ニ拘ラス課税ス

(註) 營業用ノモノニモ課税ス、從テ形式上營業税ト重複スルモ元來課税ノ根拠ヲ異ニスルヲ以テ巴ムヲ得サルモノトス

三 普通建物ト称セラル、程度ノモノトシ一時的建物ト認メラル、モノハ課税セス

第三 課税外ト為スヘキ建物

公用又ハ公益ノ用ニ供スル建物及社寺、仏堂、祠堂等

第四 課税標準

一 課税標準ハ一構ヲ以テ賃貸価格ヲ定メアルモノ又ハ定ムルヲ適當ト認ムルモノハ一構ノ賃貸価格ニ依リ、其ノ他ノモノハ建物一棟毎ノ賃貸価格ニ依ル、但シ土地ノ賃賃料ヲ含マズ

二 賃貸価格ハ前年ノ実績ニ依ル、但シ賃貸ニ付セサルモノハ類似ノモノニ比準シテ之ヲ評定ス

(註) 一 地租ト同様課税ノ最低限ヲ設ケズ

二 賃貸ニ付セサルモノノ内ニハ無償貸付、自己使用及自他共ニ使用セサルモノヲ含ム

第五 課税標準ノ調査決定

一 法律施行ノ際建物所有者ヨリ建物ノ所在、用途、構造、坪数ヲ申告セシメ之ヲ基礎トシテ建物台帳ヲ調製スル
 二 爾後ノ新築、増築、滅失又ハ所有者ノ変更及其ノ他ノ異動ヲ生シタル場合ハ其ノ都度当該事項ヲ申告セシメ台帳ヲ訂正シ置クコト

二 一月一日現在ニ於ケル建物所有者ハ毎年一月中ニ於テ前年ノ賃貸価格ヲ申告スヘキコト、但シ前年ニ於テ賃貸ニ付セサルモノハ類似ノモノニ比準シテ申告スルコト

三 課税賃貸価格ハ税務署ニ於テ右申告ヲ基礎トシ、申告ナキモノ又ハ申告不正ト認ムルモノハ相当資料ニ依リ其ノ調査ヲ為スコト

四 課税賃貸価格ノ決定ニ付テハ調査委員会ニ付議シ其ノ決議ニ依リ政府之ヲ決定スルコト

(註) 調査委員会ハ地租ノ調査委員会ト同一委員会トス

第六 建物税ノ减免

焼失倒壊ノ場合ハ課税ヲ减免スルコト

第七 税率

賃貸価格百分ノ三、五ノ比例税率トス

第八 納期

第一期 七月
第二期 十月

建物税ノ可否

可トスル点

- 一 地租及營業稅並ニ資本利子稅等ノ權衡上本税ヲ設クルノ必要アルコト
- 二 建物ハ表現的ニシテ調査容易ナルヲ以テ調査上ノ脱漏ニヨル課税上ノ不公平ヲ避ケ得ヘキコト

否トスル点

- 一 本税ヲ設クルトキハ地方財源ヲ奪フノ虞アルコト
- 二 建物其ノモノノ調査ハ容易ナルモ、賃貸価格ノ調査甚タ困難ニシテ不公平ヲ来ス虞アルコト
- 三 自己居住ノ用ニ供スルモノ及其ノ他賃貸ニ付セサルモノニ對シ課税スルハ動モスレハ財産其ノモノヲ侵蝕スル嫌アルコト

建物賃貸價格及稅額調

區別	賃貸價格	備考
個人		
家屋	八三八、三一四、八〇四 円	市制地ノ戸數二、二六一、八〇七戸、一戸当地ヲ除キタル賃貸價格二四〇円ト見積リ、此ノ賃貸價格計五四二、八三三、六八〇円、市制地以外ノ戸數八、二〇七、八〇九戸、一戸当地ヲ除キタル賃貸價格年三六円ト見積リ、此ノ賃貸價格計二九五、四八一、一二四 円
倉庫	六〇四、一九七	現行營業稅法ニ依リ營業稅ヲ課セラレタル倉庫業建物賃貸價格七一、九、二八四円中、土地及店舗ニ對スル分ヲ三割ト見積リ、之ヲ控除シタル残七割五〇三、四九八円ヲ倉庫ノミノ分トシ、之ニ營業者以外ノ分ヲ其ノ二割ト見積リ之ニ加算シタルモノトス
工場	九、〇三一、八七六	現行營業稅法ニ依リ營業稅ヲ課セラレタル製造業建物賃貸價格一五、〇五三、一二九円中、土地及店舗ニ對スル分ヲ五割ト見積リ、之ヲ控除シタル残五割七、五二六、五六四円ヲ工場ノ分トシ、之ニ營業者以外ノ分ヲ其ノ二割ト見積リ、之ヲ加算シタルモノトス
法人		
家屋倉庫	四三、七七九、〇七七	營業稅ヲ課セラレタル法人ノ建物賃貸價格五一、五〇四、七九七円中、土地ノ分ヲ一割五分ト見積リ、之ヲ控除シタルモノトス
工場等	四三、七七九、〇七七	
計	八九一、七二九、九五四	稅額三一、二一〇、五四八円、稅率百分ノ三、五

備考 建物賃貸價格ハ大正九年營業稅決定額ニ依リ調査セリ

第一 納稅義務者

資本利子稅

- 一 内国ニ於テ資本利子ヲ取得スル者
- 第二 課税スヘキ利子

第一類

内国ニ於テ支払ヲ受クル公債(国債ヲ除ク)、社債ノ利子及割引料、銀行預金、信託金ノ利子又ハ法人ヨリ受クル利息

(註) 第一類ニ屬スル利子ノ大部分ハ現行所得税法第二種所得ト實質同一ナルヲ以テ重複ノ感アリ、故ニ此ノ利子ニ対シ資本利子税ヲ課スル以上ハ現行所得税第二種所得ヲ第三種所得ニ編入スルヲ可ト認ム

第二類

前号以外ノ利子、即チ金銭又ハ物品ノ貸付等ニ依ル利子又ハ使用料

第三 課税外ト為スヘキ利子

一 法人ヨリ受クル利益配当

(註) 法人ニ対シ既ニ地租、營業税、資本利子税ヲ課スルヲ以テ重複課税ヲ避クル趣旨ニ依リ之ヲ除外シタリ、然シ尚鐵論ノ余地アルヘシ

二 銀行ノ取得スル利子割引料等

(註) 營業税ヲ課スルヲ以テ本税ヲ課セス

三 所得税法ニ於テ免税スル公共団体、公益法人及産業組合等ノ受クル利子

第四 課税標準

課税標準ハ收入利子額トス

第五 徴収又ハ調査決定

第一類ハ現行所得税法ノ第二種ニ準シテ徴収シ、第二類ハ現行所得税法第三種ニ準シテ調査決定スルモノトス

第六 税率

利子金額百分ノ四、五ノ比例税率トス

第七 納期

第二類ハ第三種所得税ニ同シ

資本利子及税額調

種類	利子額	備考
資金ノ利子(營業)	四〇、二一〇、八六一	大正八年分營業税課税標準タル金銭貸付業運転資本金額三三五、〇九〇、五一五円ニ対シ利率一割二分ヲ乘シテ算出ス
同 (非營業)	四四、四八八、一三〇	大正八年分第三種所得種類別表ノ資金預金其ノ他ノ利子額四六、八二九、六一一円ノ内、一割ハ銀行預金利子ト看做シテ之ヲ控除シテ算出ス
物品貸付料(營業)	八三三、七三二	大正八年分營業税課税標準タル物品貸付業運転資本金額六、九三九、四三四円ニ対シ一割二分ヲ乘シテ算出ス
社債及公債(国債以外)	五二、〇八九、七七三	大正八年分第二種所得税額表ニ依ル

銀行定期預金ノ利息	二二〇、〇五四、六二七	大正八年一月一日現在銀行定期預金高三、三八五、四五五、八一円ニ對シ利率六分五厘ヲ乘シテ算出ス
銀行特別当座預金ノ利息	五七、四六五、〇一六	大正八年一月現在銀行特別当座預金高一、二二四、五六〇、〇〇二円ニ對シ日歩一銀四厘トシテ算出ス
銀行当座預金ノ利息	六三、六〇九、二二〇	大正八年一月現在銀行当座預金高七、四五二、二六五、三〇三円ニ對シ日歩一銀二厘トシテ算出ス
割引発行ニ係ル公債社債ノ割引料	一、一七三、七三五	日本興業銀行調査ニ係ル全國公債社債明細表ニ依リ推算ス (償還シタル分ニ對スル割引料トス)
合計	四七九、九二四、〇九四	税額二一、五九六、五八四円、税率百分ノ四、五

合計税額表

種別	課税標準額	税率	税額	備考
地租	一、二二八、二二七	百分ノ四	四九、一二八	
建築物税	八九一、七三〇	同	三一、二一〇	
資本利子税	四七九、九二四	同	二二、五九六	
營業税	(別表)	(別表)	三八、〇三三	
合計			一三九、九六七	

備考
 計
 現行地租(九年一月現在) 七四、一四〇
 同營業税(九分決定) 六四、五八一
 計 一三八、七二一

税額分配表

種目	貨貸料	純益歩合	純益金額	按分税額	同上税額ヲ貨貸料ニテ除シタル率	同上査定税率	徵税額	純益ニ對スル割合
土地	二二八、八〇	九八二	四八、三百分ノ三、九三百分ノ	四、〇	四九、一二八	〇五〇		
建築物	八九一、七〇	六二四	三〇、七	二、四二	三、五	三二〇、〇五〇		
利子	四七九、九〇	四三一	二一、二	四、四三	四、五	二一、五九六	〇五〇	
營業	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—

備考
 營業ニ對スル按分税額ハ財産ノミヨリ生スル分トシテ純益金額ノ六割ヲ計算シ、之ヲ基礎トシテ按分シタルモノナリ

以上三案ニ付審議討論ノ結果左ノ結論ヲ得タリ

甲 直接国税体系並地租、營業稅ノ地方稅委議

一般所得稅ヲ中樞トシ之ニ配スルニ左ニ其ノ綱領ヲ記載シタル財産稅ヲ創設シテ直接稅ノ体系ヲ構成シ、地租、營業稅ハ之ヲ地方稅ニ委譲スル方針ヲ執ルコト

(理由) 第三案ハ現行地租及營業稅ヲ相當ニ修補シ同時ニ建物稅及資本利子稅ヲ創設セムトスルニアルモ、諸案ハ國稅ノ種目ヲ増加シテ稅制ヲ益々繁雜ナラシムルノ欠点アルノミナラス、現行地租及營業稅ハ其ノ性質ヨリ觀ルモ又各國稅制ノ傾向ニ照スモ、結局之ヲ地方稅ニ委譲スヘキモノト認メラルルノミナラス、國稅トシテハ充分ニ之ヲ改善スルコト困難ナルモノナルヲ以テ、單ニ其ノ一部分ヲ修補シテ存続セシメントスルカ如キハ稅制ノ根本的改善策トシテ姑息ノ感ナキヲ得ス

第二案ハ地租及營業稅ヲ地方稅ニ委譲シ一般所得稅ノ外ニ特別所得稅ヲ創設セムトスルニアルモ、元來特別所得稅ノ新設ハ一般所得稅ノ補完ヲ目的トスルモノナルニ拘ラス、等シク純收入ヲ以テ課稅標準ト為スカ故ニ一般所得稅ノ欠点、即チ純收入ノ調査困難ナルカ為ニ生スル負担ノ不權衡ヲ矯正スルコト能ハサルノミナラス、却テ其ノ欠点ヲ二重ニシテ益々不公平ナラシムルノ結果ヲ生シ、且ツ各種財産ノ自然増価及無收益財産等ニ對シ課稅スルコト能ハサルヲ以テ、補完稅トシテ充分ナルモノト認メ難シ

第一案ハ現行地租及營業稅ハ欠点多クシテ國稅タルニ適セサルヲ以テ之ヲ地方稅ニ委譲シ、其ノ課稅ヲシテ地方的事情ニ適應セシメ、併セテ地方財源ノ基礎ヲ適實ニシ、一面國稅トシテハ一般所得稅ノ補完トシテ一般財産稅ヲ創設スヘシト云フニアリ、而シテ一般財産稅ハ財産價額ヲ課稅標準トスルモノナルカ故ニ、純收益ヲ課稅標準トスル

カ為ニ生スル一般所得稅ノ前述ノ欠点ヲ調節シ、併セテ財産ヨリ生スル所得ニ重課スルノ目的ヲ達シ、又土地其ノ他ノ自然増価ニ因ル担稅力ニ課稅シ、尚無收益財産ニ對シテモ課稅スルヲ以テ、無收益財産ヲ收益的ナラシムルノ利益アル等幾多ノ特長ヲ備ヘ、一般所得稅ノ補完トシテ最も適當ノ性質ヲ有スルモノト認ム、固ヨリ財産稅ニ於テモ其ノ欠点ト認ムヘキモノナキニ非ス、即財産稅ハ動モスレハ不動産ニ偏重スルノ傾向アルコト、及調査上ノ困難即チ財産價額又ハ負債ノ調査容易ナラサル点ノ如キハ最も考慮スヘキコトニ屬スト雖モ、租稅制度ノ根本的改正ヲ斷行スルノ必要切迫シタル今日ナルヲ以テ、実行上ニ於ケル多少ノ困難ノ如キハ之ヲ忍ブノ必要アルノミナラス、財産價額又ハ負債ノ調査ハ現行相續稅ニ於ケル經驗ニ徴スルモ必スシモ実行シ難キ問題ナリト認メ難シ、故ニ第一案ヲ採用スルヲ可ナリト認メタリ

右述フル如ク大体ニ於テ第一案ヲ可ナリト認メタルモ同案ニ對シテ尚修正ヲ要スヘキモノアリト認メタリ、即左ノ如シ

(イ) 稅率ヲ千分ノ一、五ノ比例率トスルコト

(註) 創設當時ヨリ其ノ稅率ヲ高クシ又ハ累進稅率ヲ適用スルトキハ脫稅等ノ弊害ヲ醸シ、其ノ円満ナル發達ヲ害スル虞アルヲ以テ成ルヘク低キ比例稅率ヲ適當トス

(ロ) 課稅最低限ヲ二千円トスルコト

(註) 前号ニ依リ稅率ヲ低クスルノ結果相當ノ歳入ヲ擧ゲムカ為ニハ最低限ヲ低下セシムルノ必要アリ、又一面衆議院議員ノ選舉資格及現行相續稅ニ於ケル課稅最低限等ヲ參酌シテ二千円トスルヲ可トス
此ノ結果納稅者著シク多數トナリ徵稅費ヲ増加スルコトトナルヘキモ已ムヲ得サルモノト認ム

(ハ) 所得納稅者ノ有スル財産ハ前号ノ最低限ニ達セサル場合ト雖モ總テ課稅スルコト

(註) 此ノ場合ノ財産ハ財産ノミヨリ觀レハ担税力ナキニ似タリト雖モ、他ニ多クノ所得アリテ所得税ヲ納ムル者ノ有スル財産ナル以上ハ相当担税力アル資産ナリト謂フヲ得ヘク、又財産稅ハ一般所得稅ノ補充トシテ資産ヨリ生スル所得ニ重課スルノ目的ヲ有スルモノナルヲ以テ、此ノ点ヨリ觀ルモ所得納稅者ノ有スル財産ニハ總テ課稅スルヲ可トス

(三) 不動産價格ノ四分ノ一ヲ課稅價格ヨリ控除セサルコト

(註) 不動産ハ調査シ易ク動産ハ調査困難ナルヲ理由トシテ、課稅價格ノ計算上不動産ニ斟酌ヲ加フルモノトセハ、動産ト雖モ其ノ全額ヲ調査シタル場合ハ之ヲ斟酌スルノ必要ヲ生スルノミナラス、前記ノ理由ヲ以テ不動産ニ斟酌ヲ加フルノ制度ヲ設クルトキハ、動産所有者ハ当然其ノ四分ノ一ヲ申告セサルモ可ナリトスルノ觀念ヲ醸成スル結果ヲ生スルノ虞アルヲ以テ、法律上ニ於テハ現行相統稅等ニ於ケルカ如ク動産、不動産共ニ時價ヲ以テ計算スルコトニ定ムルヲ可トス、但シ実行上ニ於テハ相当斟酌ヲ加フルモノトス

(ホ) 無記名株式及公債、社債、銀行預金等ハ源泉課稅トスルコト

(註) 法人ノ有スル財産ニハ重復課稅ヲ避クルノ趣旨ヲ以テ課稅セサルコト、及個人ノ有スル株式又ハ持分等ヲ他ノ財産ト共ニ綜合課稅スルコト第一案ト變リナキモ、無記名株式等ニアリテハ之カ綜合困難ナルヲ以テ、一般所得稅ニ於ケル第二種所得ノ課稅方法ニ準シ之ヲ源泉課稅トスルヲ可トス

前各号ノ外(一) 法人ニ対スル財産稅ノ可否、(二) 負債ヲ控除スルノ要否並其ノ範圍ヲ限定スルノ可否、(三) 國債ニ対シ免稅スルノ可否等ニ付キ論議シタルモ、之等ハ第一案ニ対シ變更ヲ加ヘサルコトトシ、即チ(一) 八個人ニ綜合課稅シ、(二) 八原則トシテ總テノ負債ヲ控除シ、(三) 八國債ト雖モ免稅スヘキ限ニ在ラスト決定シタリ

一般財産稅綱要

一 納稅義務者

(一) 財産ノ權利者、但シ法人ハ之ヲ除ク

(註) 法人ヲ除クハ重復課稅ヲ避クルカ為ナリ、即チ法人ノ財産ハ株式又ハ持分ニ表現セラレ、其ノ株式又ハ持分ハ個人ノ財産トシテ課稅セラルルヲ以テ、法人ノ財産ニハ課稅セサルヲ可トス

(二) 權利者ノ住所カ内國ニ在ルト外國ニ在ルトヲ問ハス、但シ第二項第一号(ハ)ノ財産ニ付テハ其ノ住所カ内國ニ在ル者ニ限ル

二 課稅スヘキ財産

(一) 内國ニ在ル左記各号ノ財産

(註) 收益財産タルト無收益財産(主トシテ)タルトヲ問ハス、財産稅ハ財産其ノモノニ担税力アリトシテ之ニ課稅スルヲ目的トスルモノナルカ故ニ收益ノ有無ヲ問フノ必要ナシ、加之無收益財産ト雖モ之ニ課稅スレハ当該財産ヲシテ收益化セシムルノ好影響アルヲ以テ、無收益財産ニ対シテモ課稅スルヲ可トス

(イ) 動産及不動産

(ロ) 不動産ノ上ニ存スル權利

(ハ) 前二号ニ掲ケタル以外ノ財産權

(註) 本号ノ財産ニ付テハ權利者ノ住所地ヲ以テ財産ノ所在地ト看做ス

(二) 前号ノ財産価額中ヨリ權利者ニ属スル一切ノ債務ヲ控除ス、但シ課稅外ノ財産ヲ取得スル為ニ要シタ

ル債務ハ之ヲ控除セス

(註) 家族扶養費ノ控除、小額所得者ニ対スル斟酌等ノ如キハ一般所得税ニ於テ為スヲ可トシ、一般財産税ニ於テハ此等ノ人的事情ヲ斟酌セサルモノトス

三 課税外ト為スヘキ財産

(一) 公共ノ用ニ供シ又ハ公益ノ為ニ使用スル財産

(二) 動産中家室、什器、書籍、其ノ他生活ニ必要ナル家具日用品等

四 課税最低限

同居家族ノ分ヲ合算シ総財産価額二千円未満ノ者ニハ課税セス、但シ第三種所得納税者ノ有スル財産ハ此ノ限ニ在ラス

五 課税方法

(一) 原則トシテ個人ニ綜合シテ課税スルコト

(二) 無記名株式、公債、銀行預金等ハ配当又ハ利子支払ノ際徴収スルコト

(註) 源泉課税トスルノ結果免税点以下ノモノニモ課税シ、又法人ノ所有スルモノニモ課税スルモノトス

六 課税価格ノ算定

(一) 時価ヲ標準トスルコト

(二) 時価不明ナルモノハ収益ニ対スル一定倍数ヲ標準トシ、時価収益共ニ不明ナルモノハ評定価格ニ依ルコト

(三) 地上権、永小作権、定期金、其ノ他特殊ノ権利ニ付テハ大体現行相続税法ノ計算方法ニ準スルコト

七 課税価格ノ調査決定

大体現行所得税法ノ規定ニ準スルコト

八 税率

千分ノ一、五ノ比例税率トスルコト

九 本税施行ニ依リ徴収シ得ヘキ税額見込左ノ如シ

財産税徴収額 千円 七二、九三八

財産税課税課額及税額調

種類	課税財産総額		一万円以上ヲ有スル者ノ課税額		五千円以上ヲ有スル者ノ課税額		三千円以上ヲ有スル者ノ課税額		二千円以上ヲ有スル者ノ課税額	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
土地	三、七二六、四七六・五五	一一・九四九	五六一・七〇	一・五二〇	一、五三三・八〇	一・七三三	一、八四六・七五	一・八四六	一、八四六・七五	一・八四六
建物	六、七九〇、八三三・五〇	三三・三九五	四二六・六五	四・四一四	一、〇〇〇・八〇	一・五三三	一、六六五・九〇	一・六六五	一、六六五・九〇	一・六六五
山林立木	一、四四一、三九七・四〇	五・七六	五五八・五〇	七・三〇	六九八・六〇	八・六四	八三八・七〇	一〇・〇八	九七七	一〇・〇八
総計	一一、五六五、一一八・五〇	一一・二八	一、五六六・六〇	一・五三九	二、六三六・八〇	二・〇五	二、五一一・〇〇	二・五一一	二、五一一・〇〇	二・五一一

池沼	一、二、六八七、〇	二〇	二、五三七	一・二三	山林価格ニ比準シテ計算ス
原野	一、三三六、五四五、〇	一〇	一、三三六、六五四	二一	農務局調査及相続税ノ調査ヲ参照シテ計算ス
牧場	五〇、九六五、八	一〇	五、九六五	二〇	原野ニ比準シテ計算ス
雑種地	一四、〇二九、九	四五	六、三三三	九・三一	地価ノ約五倍ヲ以テ計算ス
計	一五、二八六、二四六、五		二七、九九八、〇三七		

イ 宅地価額内訳表(合計)

市町村ノ種別	九年一月一日現在地価	倍数	倍数地価 <small>(即時値トシテ ムルモノ)</small>	備考
六大都市	二、三、八六六、四〇五	十五倍	三、二〇七、九九六、〇七五	市教六七 現在地価 七〇、六一七、三二七 区教七 現在地価 一〇、八五〇、四三五
其ノ他ノ市区	八、四六七、七五二	十倍	八、四六七、七五二	
町	三、七二、八八〇、六三〇	六倍	二、二三七、二八三、七八〇	
計	六六八、二一四、七八七		六、二五九、九五七、三七五	

ロ 宅地価格内訳表(一坪当)

都 市	現在地価	倍数	最高		最低	
			現在地価	倍数地価	現在地価	倍数地価
東 京	七、五〇十五倍	一一二・五〇	一一〇、〇〇〇	一一、八〇〇、〇〇〇	一一・一〇	一六・五〇
横 浜	四、八八	同	一一五、〇〇〇	一、七二五、〇〇〇	三三	四・九五
名 古 屋	三、六八	同	七二、五〇〇	一、〇八七、五〇〇	四〇	六・〇〇
大 阪	八、三二	同	一〇六、四二一	一、五九六、三〇〇	四五	六・七五
京 都	三、二五	同	四八、〇〇〇	一、二六〇、〇〇〇	二〇	三・〇〇
神 戸	六、六〇	同	九一、〇〇〇	一、三六五、〇〇〇	一八	二・七〇
外各市区ノ平均	一、七十一	倍				
町 村 平均	三四六	倍				

二 建物価額調

区別	総価額	備考
家屋 (住宅及附属建物共)	八、三八三、一四八 千円	市制地ノ戸数二、二六一、八〇七戸、一戸当地代ヲ除キタル貸貸料年二四〇円ト見積リ、此ノ貸貸料計五四二、八三三、六八〇円、市制地以外ノ戸数八、二〇七、八〇九戸、一戸当地代ヲ除キタル貸貸料年三六八円ト見積リ、此ノ貸貸料計二九五、四八一、一二四円、合計八三三、三二四、八〇四円、利率一割ニテ価額ヲ還元ス
倉庫	六、〇四二	営業税ヲ課セラレタル倉庫ノミノ分ヲ七割ト見積リ、之ヲ利率一割ニテ還元シタル価額五、〇三四、九八八円、外ニ営業者以外ヲ其ノ二割ト見積リ之ヲ加算セリ
工場	九〇、三一九	営業税ヲ課セラレタル製造業建物貸貸価格一五、〇五三、一二九円中、敷地及店舗ノ分ヲ控除シタル工場ノミノ分ヲ五割ト見積リ、之ヲ利率一割ニテ還元シタル価額七五、二六五、六四五円、外ニ営業者以外ヲ其ノ二割ト見積リ之ヲ加算セリ
築造物	九、〇三一	築造物ハ工場ノ一割ト推定セリ
計	八、四八八、五四一	
法人家屋其ノ他	四三七、七九一	営業税ヲ課セラレタル法人ノ建物貸貸価格五一、五〇四、七九七円中、敷地ノ分ヲ控除シタル建物ノミノ分ヲ八割五分ト見積リ、之ヲ利率一割ニテ還元セリ
合計	八、九二六、三三二	

備考
営業税ハ大正九年決定額ニ依リ調査ス

三 山林立木調

- 一 大正九年分山林所得(八年伐採) 八三、九九八、三五九 円
 - 二 伐採価額百円当所得歩合七十五円ニテ換算セル伐採金額 一一、九九七、八一二
 - 三 外ニ所得納税者以外ノ伐採ヲ右ノ三割ト見積リタル伐採価額 三三、五九九、三四四
 - 四 伐採価額合計 一四五、五九七、一五六
 - 五 伐採価額ノ十二倍半ヲ以テ立木価額ト見積リ計算シタル金額 一、八一九、九六四、四五〇
- 備考
伐採年限ヲ大体五十年ト見積リ、現在立木総数盤ハ一ヶ年伐採量ノ五十倍ナレトモ、其ノ平均年数(二七五年)ニ相当スル立木ノ単価ハ伐採期ニ達シタルモノノ四分の一ヲ相当ト認め、五十倍ノ四分の一即十二倍半ヲ以テ立木ノ総価額ト計算セリ

四 船舶価額調

種別	重畳噸數	単価	価額	備考
汽船	三、九五四、一一〇 吨	一五〇 円	五九三、一一八 千円	
帆船	九六六、四二一	五〇	四八、三三二	
帆石	二九五、〇九三	四	一、一八〇	

備考
 一 大正九年六月現在ニ依ル
 二 重量噸數ハ逓倍省調査ノ總噸數ヲ基礎トシ、單個ハ營業稅資料等ヲ基礎トシテ調査セリ

五 家畜価額調

種別	頭數	單価	価額	備考
牛	一、三〇四	三三一	一一五、四	千円
馬	一、五六〇	二四二	一〇七、一六六	千円
山	一〇九	六九二	二二五	
箱	三、一九二	二	六	
豚	三五九	九九九	一八、四七九	
鶏	二五、〇九一	五二一	二五、〇九一	
鴛	三七三	五三六	三七三、五三六	
計			三四九、一一一	

備考
 頭數ハ農商務統計ニ依リ、價格ハ大正七年中ニ於ケル家畜市場ノ平均ニ依ル

六 通貨調

流通貨幣	二二五、三二六	千円
同小額紙幣	一八四、八九〇	
同兌換券	一、三三一、二六四	
計	一、七二二、四八〇	
内		
銀行金銀有高	九二六、二七四	
差引	八〇五、二〇六	
内		
銀行以外ノ法人所有高	一六一、〇四一 (二割)	
調査洩見込高	三六二、三四三 (四割五分)	
差引個人所有高	二八一、八三二 (三割五分)	

備考

一 大正九年六月現在ニ依ル

二 銀行以外ノ法人所有高、調査洩見込高及個人所有ノ分ノ各割合ハ推定トス

乙 地租、營業稅ノ委譲方法

施行当初ニ於ケル一般財産稅ハ成ルヘク其ノ稅率ヲ輕クシ、之カ爲三其ノ歲入カ現行地租及營業稅ノ總額ニ達セサル

部分ハ、当分ノ間臨機ノ処置トシテ地租及營業稅ノ稅率ヲ平等ニ低減シテ此ノ兩稅ヲ存続セシメ、財產稅完成ノ時ニ於テ之ヲ地方稅ニ委譲スルコト

(理由) 一般財產稅ヲ創設シテ地租及營業稅ハ直ニ之ヲ地方稅ニ委譲スルヲ理想トスルモ、財產稅施行ノ初ヨリ其ノ稅率ヲ高クスルトキハ或ハ其ノ施行ノ円満ヲ害シ、又ハ脱稅ノ弊害ヲ助長スルノ虞アリ、加之施行当初ニ於テハ課稅物件調査ノ完壁ヲ期スルコト困難ナルヲ以テ、歳入ノ確實ヲ保證スルコト能ハス、故ニ当分其ノ稅率ヲ成ルヘク低カラシメ、漸次其ノ發達ヲ図ルノ方針ヲ採リ、其ノ間ノ歳入不足ニ對シテハ一時的ニ現行地租及營業稅ノ幾分ヲ國稅トシテ存続セシメ、財產稅ノ基礎確實トナリタル場合ニ於テ此ノ兩稅ヲ地方稅ニ委譲スルコトトシ、地方稅ハ当分ノ間從來ノ通之ニ對スル附加稅ニ止ムルヲ可トス

地租及營業稅ハ初ヨリ全部之ヲ地方稅ニ委譲シ、財產稅ノ歳入不足ニ對シテハ一時的ニ特別所得稅ヲ新設シテ之ヲ補充スヘシトノ說アルモ、一般財產稅ノ外ニ当分ノ応急策トシテ特別所得稅ヲ新設シ、而カモ近キ將來ニ於テ之ヲ廢止スト云フカ如キハ、徒ニ國稅ノ制度ヲ混乱セシムルノミナラス、全然新ナル二個ノ租稅ヲ同時ニ實施スルハ執行上非常ノ困難ヲ來サシムルコトナリ、決シテ策ノ得タルモノト謂フヲ得ス、故ニ不完全ナカラモ從來多年繼續シ來リタル地租、營業稅ヲ存続シ、之ニ對シテ財產稅ノ歳入ニ相當スル金額ノ減稅ヲ行フニ止ムルヲ可ト認ム、又創設スヘキ財產稅ノ財源ヲ以テ地租或ハ營業稅ノ一方ヲ地方稅ニ委譲スルヲ可トストノ說アルモ、此ノ兩稅ハ土地ト營業トノ負担ノ權衡ヲ図ル目的トシ、兩稅相俟チテ現行直稅制度ノ体系ヲ成スモノナルヲ以テ、假令一時的ナリトハ云ヘ其ノ一方ノミヲ地方稅ニ委譲スルトキハ、國稅トシテノ組織ヲ乱雜ナラシムルノ嫌アルヲ以テ、財產稅ノ歳入ハ之ヲ地租ト營業稅トニ割當テ兩稅ノ稅率ヲ平等ニ輕減シ、財產稅ノ歳入増加スルニ從テ漸次地租、營業稅ノ稅率ヲ低下セシムルヲ可トス、而シテ前項記載ノ如ク財產稅總額七一、九三八(千円)ニシ

テ、此ノ内ヨリ徵稅費約七百万円ヲ控除スルトキハ實收額六四、九三八(千円)ナルヲ以テ、此ノ金額ハ現行地租及營業稅ノ輕減ニ充ツヘキモノナリト雖モ、他ノ國稅整理ノ結果減額スヘキモノヲモ差引スルニアラサレハ、稅全体ニ於テ國庫歳入ノ不足ヲ生スルヲ以テ之ヲ控除スルノ必要アリ、即チ右ノ金額ヨリ他ノ直接國稅及間接國稅整理ノ結果ニ依ル差引減稅額三、一六七(千円)ヲ控除スレハ、殘額六一、七七七(千円)ニシテ地租及營業稅ノ合計一三八、八〇一(千円)(地租七四、一四〇、營業稅六四、六六一)ノ四割四分五厘ニ相當スルヲ以テ、現行地租及營業稅ハ各其ノ稅率四割四分強ヲ低減シテ存続スルモノトス

(註) 財產稅徵收費約七百万円ヲ絶対ニ増加スルハ地租、營業稅ノ一部ヲ國稅トシテ保留スル期間中ニ限ル、地租、營業稅ノ全部ヲ地方稅ニ委譲シタル時ニハ之ニ要スル徵收費約六百三十万円ハ國費トシテ不用ニ歸スルヲ以テ、差引増加額百万円内外トナルヘシ、尤モ此ノ場合ニ於テ財產稅ノ徵收額ヲ施行当初ノ倍額トナレハ、之ヲ為ニ市町村交付金略二百万円ヲ増加スルコトトナルヘシ

丙 当分存続スヘキ地租、營業稅ノ整理

國稅トシテ存続スヘキ地租及營業稅ノ課稅標準等ニ付テハ左ノ如クスルコト

地租

地租ハ現行ノ儘之ヲ據置キ追テ地方稅ニ委譲スル場合ニ於テ改善ヲ加フルコト

(理由) 現行地租ハ其ノ課稅標準タル地価設定後數十年ヲ経、各地間ノ權衡ヲ得サルコト顯著ナルヲ以テ、地価ヲ修正スルカ又ハ其ノ他ノ課稅標準ニ依ル等根本的ニ改正スヘシトノ說アルモ、地租ノ課稅方法ハ長キ沿革ヲ有シ之ヲ根本的ニ改正スルコトハ容易ノ業ニアラス、而カモ早晚地方稅ニ委譲スヘキモノナルヲ以テ此ノ際國ノ專業トシテ多大ノ經費ト手數トヲ費シテ之ヲ改善スルノ要ナク、又地租ヲ地方稅ニ委譲シタル場合ニ於テハ其ノ地

方ノ財政事情ニ依リ、必スシモ各地間ノ權衡ヲ保持シ難カルヘキヲ以テ今日之ヲ根本的ニ改善統一スルノ必要ヲシ、寧ロ他日地方ニ委譲シタル時ニ於テ各地方狹小ナル範圍ニ適當セル周密ナル調査ヲ行ヒ、之ヲ改善スルヲ可ナリト認ム

營業稅

營業稅ハ成ルヘク營業利益ヲ測定スルニ適當ト認ムル課稅標準ヲ選擇シ、同時ニ其ノ種目ヲ成ルヘク少ナカラシメ、尙營業利益皆無ナル場合ニ於ケル課稅免除ノ途ヲ開キ、左ノ如ク改正スルコト

改正要領

- 一 課稅スヘキ營業ノ種類ハ大体現行法ニ準スルコト
- 二 課稅標準ハ大体左ノ如ク改正スルコト
 - (イ) 建物貸賃價格ハ必スシモ營業ノ大小、收入ノ多寡ヲ代表スルモノニ非サルヲ以テ、原則トシテ課稅標準中ヨリ之ヲ削除スルコト、但シ席貸業、料理店業、旅人宿業ニ付テハ例外トシテ之ヲ存置スルコト
 - (ロ) 従来建物貸賃價格及從業者ノミヲ課稅標準トシタル營業ニ付テハ收入金又ハ資本金ヲモ課稅標準トシ、營業利益ノ多寡ニ適応セシムルコト
 - (ハ) 物品販売ノ売上金ハ現行法ニ於テ売上金ニ對スル稅率ヲ甲、乙ニ区分シアルモ、其ノ種目中不適當ト認ムルモノアルヲ以テ之ヲ相當ニ整理スルコト
 - (ニ) 課稅最低限並資本金計算方法ニ付テモ相當調査スルコト
 - (ホ) 其ノ他各業ニ付以上各号ノ趣旨ニ準シ適當ナル改善ヲ加フルコト
- 三 現行法ニ於ケル課稅標準額カ前年ノ半額ニ達セサル場合ノ減損更訂ノ制度ハ之ヲ存続シ、別ニ其ノ年ニ於ケル營業利益皆無ナル場合ニ於テハ稅金ヲ全免スルノ制度ヲ設クルコト

四 課稅手續

營業利益皆無ナル場合ニ於テハ稅金ヲ全免スルノ制度ヲ設クルコト

- (イ) 課稅標準ノ調査ニ付テハ現行調査委員ノ外同業組合其ノ他各種ノ組合等ノ意見ヲ徵スルノ制度ヲ設ケ、以テ直接納稅者トノ折衝ヲ少ナカラシムルコト
- (ロ) 實地ニ就キ調査スルノ必要アル場合ハ高級ノ稅務官吏ヲ以テ之ニ充ツルノ組織トシ、且秘密漏洩ニ對シ嚴格ナル制裁ヲ設クルコト
- (ハ) 誠實ナル申告ヲ獎勵シ成ルヘク其ノ申告ヲ尊重スルノ方針ヲ採ルト同時ニ、無申告者又ハ不正申告者ニ對シテハ相當ノ制裁規定ヲ設クルコト

五 調査、決定、徵收、納期等

現行法ノ通、但シ調査委員及審査委員等ノ制度ハ大体改正所得稅法ニ準シ之ヲ改ムルコト
稅率ハ以上各項ニ依リ調査シタル課稅標準ニ對シ總稅額ヲ適當ニ配分シタルモノトスルコト

六 理由) 營業稅モ亦地租ト同シク新設スヘキ財產稅完成ノ際ニ於テ全部之ヲ地方稅ニ委譲スヘキモノニシテ、國

稅トシテ存続スルハ過渡期ニ於ケル一時的ノ方便ニ過キササルヲ以テ當分ニ之ヲ修正ヲ爲スノ必要ナキカ如シト雖モ、營業稅ニ於テハ之ヲ改善セムカ為ニ地租ノ如ク多大ノ經費ヲ要スルコトナキノミナラス、本稅ハ其ノ制定以來非難多ク殊ニ近來ハ其ノ全廢又ハ改善ノ聲一層高マリ、政府又ハ議會ニ對スル建議請願等ノ狀況ニ鑑ミルモ、苟モ一般稅制ノ根本的整理ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ假令一時的ニ國稅トシテ存続スルニ過キスト雖モ、之ニ對シ何等ノ改正ヲ加ヘスシテ之ヲ存置スルコトハ不穩當ナリト認ム、而シテ本稅改正ノ主要問題ハ其ノ課稅標準ヲ如何ニスヘキヤニアリ、今之ヲ大別スレハ

甲 現行課税標準ヲ全廢シ各業トモ其ノ所得ヲ課税標準トスルノ説
乙 現行課税標準ヲ全廢シ各業トモ其ノ資本ヲ課税標準トスルノ説
丙 所得及資本ノ兩者ヲ課税標準トスルノ説
丁 本案ノ如ク現行法ニ相當修正ヲ加フルノ説
等ナリト雖モ、甲説ニ依レハ營業稅ヲシテ所得調査上ノ欠点ヲ補充スルノ特質ヲ失ハシムルノミナラス、一般所得稅ト重複課稅ノ形トナリ、且ツ營業ニ付テノ所得課稅主義トスルトキハ土地ニ對スル課稅ト權衡ヲ失スルヲ以テ採用スルヲ得ス、乙説ニ依レハ全然所得ノ如何ヲ問ハス損失アルモ尚之ニ課稅スルコトトナルカ故ニ、現行法ニ對スル非難ヲ防遏スルコト能ハサルノミナラス、財産稅ト重複課稅ノ形トナリ且ツ全部ノ營業者ニ付固定資本及運轉資本ノ全部ヲ適當ニ調査スルコトハ實行極メテ困難ナリ、又丙説ハ要スルニ前二説ノ折衷スルヲ以テ前述シタル兩稅ノ欠点ヲ合セ有スルノミナラス、主體ニ於テモ明晰ヲ欠キ且ツ其ノ實行上ノ手數ニ於テモ亦錯雜ヲ來スコトトナルヲ以テ是亦採用シ難シ、而シテ丁説ハ原則トシテ建物貸賃價格ヲ削除シ各營業ニ應ジテ売上、資本又ハ収入金等ヲ主タル課稅標準ト爲スカ故ニ、大体ニ於テ稅力ニ適應シタル課稅トナルヘク、又實際所得ナキ場合ニ於テハ課稅ヲ免除スルヲ以テ、損失アルモ尚課稅スルハ不當ナリト云フ現行法ノ非難ヲ除クコトヲ得ヘシ、故ニ本案ノ如ク改正スルヲ適當トス
要スルニ營業稅ニ付テハ其ノ性質ニ鑑ミ又其ノ非難ノ点ヲモ參照シテ各種ノ改正案ヲ樹テ、周密ナル研究考査ヲ尽シタルモ各一利一害アリ、結局丁案ノ如クスルノ外他ニ良案ナキモノト認メタリ
第二 其ノ他ノ直接稅ノ整理
甲 廢止スヘキモノ

通行稅

通行稅ハ之ヲ全廢スルコト

(理由) (イ) 今日ノ社会狀態ニ於テハ汽車、電車又ハ汽船ヲ利用スル者カ之ヲ利用セサル者ニ比シ必スシモ特別ノ稅力アリト認メ難キノミナラス、自動車ヲ利用スル者ニ課稅セスシテ電車ヲ利用スル者ニ課稅スト云フカ如キ不權衡ヲ生シ、而モ此ノ不權衡ヲ矯正セムカ為自動車ヲ利用スル者ニ對シテモ通行稅ヲ課セムトスルモ、自動車ノ營業用タルト自用タルトヲ問ハス、其ノ通行ノ距離及度數等ニ應ジ適當ノ課稅ヲ為スコト能ハサル等、徵稅手續ニ困難アルヲ以テ實行殆ント不可能ナリ

(ロ) 其ノ課稅範圍ニ付テモ汽車、電車又ハ汽船ノ乗客ナル以上ハ無資産階級ノ者ト雖モ、又如何ナル短距離ノ通行ト雖モ之ヲ除外スルコトナキカ故ニ、多數者ニ對シテハ比較的負擔荷重ニ過クルノ感アリ、現行法ハ此ノ点ニ鑑ミ或ハ賃金ノ等級区分ニ依リ、又ハ距離ノ長短ニ應ジ稅額ノ等差ヲ設ケ其ノ負擔力ニ應セシムルカ如キ形式ヲ採レリト雖モ、其ノ實際ニ於テハ十哩又ハ十海里未滿ノ通行者ニ對スル稅額ハ總額ノ七割以上ヲ占メ、又一、二等乗客ノ納稅額甚々僅少ニシテ三等乗客ノ納稅スルモノ稅額ノ約九割ニ相當スル實況ナルカ故ニ、本稅ハ事實上下階級者ニ對スル課稅ナリト謂フ非難ヲ免ルル能ハス
(ハ) 右ノ非難ヲ除カムカ為ニ短距離又ハ下級ノ乗客ニ對スル課稅ヲ免除シテ本稅ヲ存続スヘシトノ説ナキニアラスト雖モ、之ヲ除外スルトキハ現在歳入ノ大部分ヲ失ヒ財政上全ク本稅存続ノ理由ヲ失フモノト謂ハサルヘカラス、故ニ寧口此ノ際之ヲ全廢スルヲ可ト認ム

売藥營業稅

売藥稅法中売藥營業稅ハ之ヲ廢止シ營業稅法ノ製造業トシテ課稅スルコト

(理由) 現行売棄營業税ハ薬剤一方毎ノ製造定価総額ニ依リ税額ヲ定ムルカ故ニ、例ヘハ一ケ年ノ製造定価総額等シク五千円ナリトスルモ、薬剤一方ノミナル場合ノ税額二十二円ナルニ、一方五百円ノモノ十方ニテ五千円トナル場合ノ税額七十円トナルカ如キ結果ヲ生シ、又一方十方円以上ノモノニアリテハ其ノ製造高如何ニ多額ナルモ、十方円ノモノト同一ノ負担ニ止ムルカ如キ不公平ヲ生ス、故ニ之カ改正ヲ行フノ必要アリ、而シテ此ノ点ノ改正ハ現行法ノ修正ニ依リテ之ヲ改善シ能ハサルニアラスト雖モ、元來売棄製造業ハ他ノ一般ノ製造業ト其ノ性質異ナル所ナク、之ニ對シテ獨立ノ種目ヲ設ケ置クトキハ普通ノ製造業トノ負担ノ公平ヲ失スルノ欠点アルヲ以テ、寧ロ此ノ機會ニ於テ売棄營業税ハ之ヲ廃止シテ營業税法ヲ適用スルコトニ改ムルヲ可トス

税額ノ計算左ノ如シ

營業税法ニ依リ課税スル場合ノ税額見込	八〇、二八五 ^四
現行売棄營業税額(九年度実績)	三三〇、五八五
差引減額	二三〇、三〇〇

乙 改正スヘキモノ

相続税

一 相続税ハ大体現行法ノ組織ノ儘之ヲ存置スルコト

(理由) 相続税ハ本邦特有ノ美風タル家族制度ノ趣旨ニ反スルノ嫌アリ、加之財産税ヲ創設シテ財産所有者ニ對シ特別ノ課税ヲ為ス場合ニ於テ、尚此ノ税ヲモ存置スルハ財産ニ對スル課税重キニ過クトノ感ヲ生セシムルノ虞アリ、此ノ点ヨリ之ヲ觀レハ寧ロ相続税ヲ廃止スルハ所謂税制整理ノ目的ニ副フカ如ク認メラルルモ、元來相続

税カ家族制度ヲ破壊スルノ虞アリヤ否ヤハ其ノ課税ノ程度如何ノ問題ニシテ、負担スヘキ税額カ多大ニ失スルトナク、即チ家産ヲ侵蝕シテ一家ノ存続ニ不安ヲ來サシムルカ如キ程度ニ達セサル限りハ、決シテ家族制度ノ趣旨ヲ没却スルモノト謂フヘカラス、又財産税ヲ創設スルハ一定ノ財産ヲ所有スルノ事實カ担税力ヲ表示スルモノナリト謂フノ趣旨ニ出ツルモノナルモ、相続税ニ在リテハ相続ト云フ偶然ノ事實ニ因リ一時ニ多額ノ財産ヲ取得シ、經濟上ニ於ケル地位ヲ増進スルモノナルカ故ニ、其ノ相続人ニ相當ノ担税力アリト為スモノニシテ、此ノ兩税ハ全ク課税ノ目的ヲ異ニスルモノナルヲ以テ、財産税ヲ創設スルカ為ニ相続税ヲ廃止スヘシト謂フノ理由ナシ、又現行法ハ數次改正ノ結果最早顯著ナル欠点モ認メラレサルヲ以テ、第三項以下ニ記載シタル改正ヲ加フルノ外ハ總テ現行ノ通トシテ之ヲ存続セシムルヲ可ト認ム

二 税率ハ之ヲ据置クコト

(理由) 相続税ハ創設以來明治四十三年及大正三年ニ於テ其ノ税率ヲ輕減シテ創設當時ノ半額以下ニ低下セシメタルカ為、相続ニ對スル登録税ヲ加フルモ尚尙賈又ハ贈与ノ場合ニ於ケル登録税ニ比シ著シク輕キ負担ヲ為スニ過キササルヲ以テ、之ヲ相當ニ引上クルコトモ一応理由アリト認メラルルモ、其ノ税率ヲ高クスルトキハ動モスレハ家族制度破壊ノ非難ヲ招キ易ク、又財産税ヲ創設シテ尚相続税ノ税率ヲ引上クルトキハ納税者ヲシテ負担加重ノ感ヲ懷カシメ、財産税ノ創設ヲ困難ナラシムルノ虞アリ、加之家族制度ニ對スル影響等ヲ慮リ既ニ前後二回ニ涉リ減税ヲ為シタルニ拘ラス、其ノ後特殊ノ新事實モ發生セサル今日ニ於テ再ヒ其ノ税率ヲ引上クルカ如キハ穩當ヲ欠クノ嫌ナキニアラス、故ニ少クトモ此ノ際ハ之カ引上ヲ為ササルヲ穩當ト認ム

三 現行法第二十三條ニ依リ遺産相続ト看做スヘキ贈与ハ推定相続人ニ對スルモノノミニ限ルモ、其ノ以外ノ親族ニ對シテ為シタルモノヲモ課税スルコト

(理由) 推定相続人以外ノ者ニ対スル贈与ニ課税セサルトキハ一旦推定相続人以外ノ親族ニ贈与シ、更ニ推定相続人ニ贈与スルノ手續ヲ取ルモノニ課税シ能ハサルヲ以テ、本条ノ目的ヲ充分ニ貫徹セシムルコトヲ得ス、故ニ推定相続人ニアラスト雖、自己ノ親族ニ対シ贈与シタルモノニハ課税スルヲ可トス

元來推定相続人以外ノ親族ニ対スル贈与マテモ之ヲ遺産相続ト看做スハ穩当ナラス、而モ其ノ目的ハ脱税防止ノ為ナリトセハ、寧ろ進ンテ親族以外ノ者ニ対シ贈与シタル場合ト併セテ之ヲ独立ノ贈与税トスルヲ可トストノ説アルモ、現時本邦ノ社会状態ニ於テハ他人ニ対シテ單純ニ贈与ヲ為スカキモノ極メテ少カルヘク、又遺産贈与ノ手段トシテ全ク親族關係ナキ他人ニ贈与シテ之カ仲介ト為サシムルカ如キモノ亦稀有ナルヘク、況ンヤ贈与ニ課税スルトセハ其ノ贈与ノ目的ニ応シ例外ヲ必要トシ、又ハ贈与ノ内容ニ依リ可否ノ疑問ヲ生スルモノ多々アルヘク、此等ノ点ヲ考慮スレハ此ノ際一般贈与税ヲ設クルノ必要ナシト認ム、又親族ニ対スル贈与ヲ本条ニ規定セムトスルハ特ニ贈与税ヲ課スルノ趣旨ニ出ツルモノニアラスシテ、脱税ヲ防カムトスルノ精神ニ外ナラサルヲ以テ、相続税法中ニ之ヲ規定スルモ敢テ不当ニアラスト認ム

四 不動産及船舶ノ贈与ニ対シテモ法第二十三条ニ依リ遺産相続ト看做シ課税スルコト

(理由) 現行法ハ不動産及船舶ノ贈与ニ対シ高率ノ登録税ヲ課スルヲ以テ相続税ヲ課スルノ必要ナシトスルノ主義ヲ採レルモ、其ノ税率余リニ高キ為カ事實上贈与ノ場合ニ於テモ売買其ノ他ノ名義ヲ以テ登録ヲ為シ、已ムヲ得サル場合ノ外贈与トシテ登記シ、高キ登録税ヲ納ムル者極メテ少キヲ以テ立法ノ目的ヲ達シ能ハサル現状ニアリ、而シテ仮ニ登録税ニ於テ漏レナク高率ノ課税ヲ為シ得ルモノトスルモ、相続税ニ於テハ累進税率ヲ適用シアリニ拘ラス、比例税タル登録税ト差引シテ可ナリト認メ置クハ立法上不公平ナリ、若シ此ノ主義ヲ是認セムカ一般相続ノ場合ニ於テモ不動産ニ対シテハ単ニ登録税ヲ課スルニ止ムヘク、特別ノ手数ヲ加ヘテ相続税ヲ課スルノ

五 船舶ノ價格ハ時価ニヨリ計算スルコト

必要ナシトスルノ結論ヲ生スルニ至ルヘシ、故ニ本案ノ如ク之ヲ改正スルヲ可トス

(理由) 現行法ニハ法第四条ニ於テ特別ノ計算方法ヲ規定スルカ故ニ實際ノ價格ニ割ハサルモノ多シ、今日ニ於テハ船舶ノ時価ヲ見積ルコト敢テ困難ナラサルヲ以テ機械的ノ算出ニ依ラス、時価ニ依リ計算スルヲ可トス

以上各項整理ノ結果増加スヘキ税額不明ナルモノ登録税ノ減少ト差引シテ大体増減ナキモノト認ム

登録税

一 遺言、贈与、其他無償名義ニ因ル不動産及船舶ノ所有権取得中親族間ノ贈与ニ対スル税率ハ遺産相続ニ因ル各所有権ノ取得ト同程度ノ税率ニ低減シ、親族以外ノ者ニ対スル贈与ニ付テハ普通売買等ノ登録税ヨリ若干其ノ税率ヲ高ムルコト

(理由) 現行法ニ於テハ推定相続人ニ対スル動産ノ贈与ニ付テハ相続税法ノ規定ニヨリ相続ト看做シテ課税スルモ、不動産及船舶ノ贈与ニ付テハ課税セス、其ノ代リ登録税ニ於テ其ノ價格ノ千分ノ六十ノ税率ヲ以テ之ニ課税シ、事實ニ於テハ相続税ヲ課シタルト同結果ヲ來サシムルコトニ為リ居ルモ、相続税整理案ノ如ク不動産及船舶ト雖モ、親族ニ対シ贈与ヲ為シタルモノハ總テ相続税ヲ課スルコトニ改正スル方適當ト認メ別ニ其ノ案ヲ立テタリ、從テ登録税ハ同法中ノ遺産相続ニ因ル所有権ノ取得ニ対シテ課スル税率ト同様ノ課税ヲ為スコトニ改メ、

尚親族以外ノ者ニ対スル贈与ハ普通売買等ヨリ若干其ノ税率ヲ高ムルヲ適當ト認ム

二 現行法中不動産及船舶等ノ売買ニ因ル所有権取得ノ場合ニ於ケル登記價格ハ事實上實際ノ売買價格ヨリ低シト認メラル、ヲ以テ、其ノ實際價格ノ登記ヲ勵行セシムルト同時ニ其ノ税率ヲ相当低減スルコト

(理由) 現行法中不動産及船舶ノ売買並贈与ニ因ル所有権取得ノ税率ハ過重ノ嫌アリテ、動モスレハ不正ノ申告

(理由) 現行法中不動産及船舶ノ売買並贈与ニ因ル所有権取得ノ税率ハ過重ノ嫌アリテ、動モスレハ不正ノ申告ヲ為シ課税価格ヲ隱匿シ以テ事実上脱税ヲ図ルモノ少カラス、殊ニ財産税設定後ニ於テ財産税ノ課税価格ト登録税ノ課税価格トニ著シク差違ヲ生スルハ妥当ナラサルヲ以テ、登録税ノ課税価格モ亦財産税ノ如ク時価即實際売買価格ニ依ラシムルコト、シ、之ト同時ニ之ニ因リテ生スヘキ登録税増収ノ範圍ニ於テ其ノ税率ヲ相当低減スルコト

(註) 登録税ノ整理ニ關聯シ地方税中不動産取得税ノ整理ヲ要スルモノアリ、本税ノ税率ハ各府県ノ情況ニヨリ課税率ヲ異ニスト雖モ、地方ニ依リテハ府県、市町村税ヲ通シテ不動産価格ノ千分ノ三十二ト云フ如キ高率ノ課税ヲ為スモノアルヲ以テ、登録税税率ノ軽減ヲ為ストキハ之トノ權衡上不動産取得税ノ税率モ亦相当軽減ヲ為スコトニ考慮ノ要アリト認ム

三 其ノ他現行法中各種ノ登録ニ対シ課税上不權衡ト認ムルモノニ付テハ追加若ハ増減税ヲ為スコト

四 登録税ノ脱税防遏策トシテ制裁ノ規定ヲ設クルコト

(理由) 現行法ニ於テハ何等ノ規定ナキヲ以テ脱税ヲ図ルモノ少カラス、況ンヤ今後課税価格ノ充實ヲ励行セムトセハ一層相当ノ制裁規定ヲ置クノ必要アリト認ム

(註) 財産税創設ノ結果財産税ノ課税価格ト登録税ノ課税価格トニ著シク差違ヲ生スルハ妥当ナラサルヲ以テ、登録税課税価格ノ決定ニ付テハ司法省ハ大藏省ト協議ヲ遂ケ、之ヲ統一ヲ期スル必要アリト認ム

五 以上各項整理ノ結果税額多少減スヘキ見込ナルモ相統税ノ増加ト差引シテ大体増減ナキモノト認ム

釐業税

現行釐業税中釐産税ノ税率ハ之ヲ半減シ、釐区税ハ現行法ノ通存置スルコト

釐区ノ坪数ヲ課税標準トシテ之ニ課税セリ、而シテ釐業税ノ性質ヲ以テ全然收益税ナリトセハ、財産税ヲ創設セムトスル以上ハ地租及營業税ノ廃止ニ伴ヒ本税ヲ廃止スルコトモ亦当然ナリトノ説アルヘキモ、釐業税ハ単ニ收益税ノ性質ノミヲ有スルニ止マラス、釐業権者ニ対シテ釐物ノ採収ニ付國家カ特ニ独占ノ權利ヲ与フルモノナルヲ以テ、釐区税ハ勿論釐産税ノ一部分ハ共ニ特許税ノ性質ヲ有スルモノト認ム、故ニ釐産税中收益税ノ部分ニ対シテハ之ヲ免除スル意味ニ於テ釐産税率ヲ相当低減スルコト必要ナルヘキモ、他ノ特許税ノ性質ヲ有スル部分及釐区税ハ之ヲ存置スヘキモノト認ム、而シテ其ノ收益税ノ部分カ果シテ何程ナルヤ明確ナラサルヲ以テ、此ノ際ニ於テハ現行釐産税額ノ二分ノ一ヲ軽減シテ之ヲ地方税ニ委譲スルコト

所得税

現行所得税法ハ最近根本的改正ヲ加ヘラレタルヲ以テ大体ニ於テ改正ヲ要スル点少シト認ムルモ、一、三研究ヲ要スル事項ナキニアラス、即チ左ノ如シ

(イ) 法人ト個人トノ課税方法ヲ異ニスル結果、近来資産家中所得税ノ軽減ヲ主タル目的トシテ財産保全会社ヲ設立スルモノ少ナカラサルカ如シ、此ノ点ヲ改正シテ課税ノ公平ヲ期スルノ方法ナキヤ

(ロ) 銀行定期預金利子ニ対シ第二種所得税ヲ課シ、其ノ他ノ銀行預金利子ニハ第三種所得税ヲ課スルノ組織ナレトモ、實際上ニ於テハ定期預金以外ノ預金ノ利子ニ付キテハ課税セラルルモノ皆無ト云フモ過言ニ非サル情況ナルヲ以テ、定期預金ニ対シテノミ課税スルノ結果トナリ、從テ近来實質上定期預金ナルニ拘ラス種々ノ手段ヲ講シテ定期預金ニ非サルカ如キ形式ヲ採リ、以テ所得税ノ遁脱ヲ図ル者甚タ多キヲ認ム、此ノ弊害ヲ矯正シテ負担ノ公平ヲ図ル必要ナキヤ

(ハ) 第二種所得ノ税率稍低キニ過クル感アリ、之カ為ニ法人カ増資ノ代リニ社債ヲ発行シテ第一種及第三種所得税

ヲ免レムトスル傾向ナキニアラス、故ニ社債ニ対スル税率ヲ引上クルカ又ハ進ンテ第二種所得税ヲ廢シテ個人ニ綜合課税スルノ必要ナキヤ

以上各項ハ何レモ相当研究ヲ要スル事項ナルモ、改正所得税法ハ実施後日尚淺キヲ以テ少クトモ今後一、二年ヲ經過シタル後ニ非サレハ之カ改正ヲ確定的ニ論結シ難シ、故ニ此ノ際ハ成ルヘク改正ヲ見合セ置クヲ可トスルカ如シ、然レトモ(イ)及(ロ)ニ記載シタル事項ノ如キハ其ノ弊害顯著ニシテ到底此ノ儘ニ放任シ難シト認メラルルヲ以テ、左記各項ノ改正ヲ加フルコト

一 財産保全会社ノ留保金ニツイテハ左ノ如ク改正スルコト

(イ) 法人ニシテ其ノ事業ノ性質ヨリ觀察シテ必要アリト認ムル程度以上ニ社内留保ヲ為シタルモノアルトキハ、其ノ金額ハ其ノ出資額ニ応シ之ヲ配當シタルモノト見做シテ各個人ニ綜合課税スルコト

(ロ) 前項必要ナル留保額ノ程度ハ大蔵大臣之ヲ認定スルコト

(ハ) 右ノ認定ニ対シ不服アル者ニ対シテハ行政訴訟ヲ許スルコト

二 銀行預金(貯蓄預金ヲ除ク)ニ対シテハ總テ第二種所得税ヲ課スルコト

丙 改正セサルモノ

砂鉱区税

一 現行法ノ通存置スルコト

(理由) 本税ハ明治四十三年ノ制定ニ係リ施行後逐年砂鉱区域ヲ減少シ又砂金採取高モ著シク減スルニ至リ、鉱業ノ発達ヲ沮害スルモノト認メラルルノミナラス、税額僅々一万余円ニ過キササルヲ以テ寧ロ之ヲ廢止スルヲ可ナリト謂フモノアルモ、苟モ財産税ヲ創設スル以上ハ鉱業税中ノ鉱区税ト同一理由ニ依リ、本税ハ尚存置スルノ要

アリト認ム

兌換銀行券発行税

現行兌換銀行券発行税ハ一定制限内ノ保証準備発行ニ対スルモノト制限外発行ニ対スルモノトニ区分セラル、前者ハ兌換券ノ発行ヲ為シ得ル特権ヨリ生スル特別ノ収益ニ課税セムトスルモノニシテ、其ノ発行高ニ対シ一箇年千分ノ十二半ノ税率ヲ適用シ、後者ハ寧ロ兌換券発行高ノ調節ヲ図ルヲ主タル目的トシテ其ノ税率ヲ稍々高クセリ、即制限外発行高ニ対シ百分ノ五ヲ下ラサル範圍ニ於テ其ノ時々大蔵大臣之ヲ定ムルノ制ヲ採レリ(現在百分ノ七)

課税ノ根拠以上ノ如クナルヲ以テ本税ハ将来ト雖モ之ヲ存続セシムルノ必要アリ、而シテ其ノ税率ハ本税ノ目的及外國ノ立法例等ヨリ勘案シ、大体相当ト認メラルルヲ以テ現行法ノ通置置クヲ可ト認ム

狩猟免許税

政府ニ於テハ狩猟法ノ全体ニ付根本的改正ノ計画アル趣ナルヲ以テ狩猟免許税モ其ノ際合セテ研究セラルヘク、今回ハ之カ改廢ヲ為ササルヲ相当ト認ム

[以下省略]

(昭 53 本校 1427)

6 大正15年 土地賃貸価格調査法の制定

土地賃貸価格調査法(大正15年3月法律第四十五号)

第一条 政府ハ本法ニ依リ土地ノ賃貸価格ヲ調査ス

第二条 賃貸価格ノ調査ハ大正十五年四月一日現在ノ地租ヲ課スヘキ土地ニ付之ヲ行フ、但シ地租条例其ノ他ノ法律ニ依ル各種ノ免租年期地ハ此ノ限ニ在ラス

第三条 土地ノ賃貸価格ハ各地目毎ニ土地ノ情况類似スル区域内ニ於ケル標準賃貸価格ニ依ル

標準賃貸価格トハ前項ノ区域内ニ於ケル標準ト為ルヘキ土地ニ付貸主カ公課、修繕費其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ之ヲ賃貸スル場合ニ於テ、貸主ノ取得スヘキ金額ヲ謂フ

第四条 前条ノ区域及標準賃貸価格ハ別ニ定ムル所ニ依リ賃貸価格調査委員会ノ議ニ付シ政府ニ於テ之ヲ定ム

附則

本法ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ地租条例ヲ施行セサル地ニハ之ヲ施行セス

〔法令全書〕

7 昭和2年 土地賃貸価格調査委員会法の制定

土地賃貸価格調査委員会法（昭和2年3月法律第十六号）

第一条 土地賃貸価格調査法第四条ノ規定ニ依リ、同法第三条ノ区域及標準賃貸価格ヲ定ムル為稅務署長ハ其ノ調査書ヲ作成シ、之ヲ賃貸価格調査委員会ニ提出スヘシ

第二条 各稅務署所轄内ニ賃貸価格調査委員会ヲ置ク、但シ稅務署所轄内ニ在ル市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ賃貸価格調査委員会ヲ置クコトヲ得

第三条 賃貸価格調査委員会ハ之ヲ置クヘキ区域内ノ各市町村ニ於テ地租納稅義務者ノ選挙シタル調査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

各市町村ニ於テ選挙スヘキ調査委員ノ數ハ市ニ在リテハ十人、町村ニ在リテハ一人トス、但シ市町村ノ情况ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第四条 選挙期日前十五日ノ現在ニ於テ地租名寄帳ニ納稅義務者トシテ記載セラレタル個人（地租条例第十三条ノ二ノ規定ニ依リ地租ヲ徴收セラレサル者ヲ含ム）ハ、当該市町村内ニ於テ調査委員ヲ選挙シ又ハ調査委員ニ選挙セララルコトヲ得、但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 無能力者

二 破産者ニシテ復権ヲ得サルモノ

三 國稅滯納処分ヲ受ケタル後一年ヲ経サル者

四 六年以上ノ懲役若ハ禁固ノ刑ニ処セラレ又ハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者

五 六年未満ノ懲役又ハ禁固ノ刑ニ処セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノモノ

法人ニシテ地租ノ納稅義務ヲ有スル者ハ前項ノ規定ニ準シ調査委員ヲ選挙スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ選挙ニ関スル代表者ヲ定メ当該市町村長ニ申告スヘシ

第一項但書各号ノ一ニ該当スル者ハ前項ノ規定ニ依リ法人ノ代表者タルコトヲ得ス

第五条 投票及開票ニ関スル事務ハ市町村長之ヲ担任シ、其ノ他ノ選挙ニ関スル事務ハ稅務署長之ヲ担任ス

第六条 稅務署長ハ調査委員ノ選挙期日ヲ定メ之ヲ市町村長ニ通知スヘシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選挙期日七日前ニ之ヲ公示スヘシ

前項ノ公示ニハ投票及開票ノ日時及場所ヲ記載スヘシ

第七条 調査委員ノ選挙ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選挙人ハ選挙ノ当日投票時間内ニ自ラ投票所ニ至リ被選挙人一人ノ氏名ヲ投票用紙ニ記載シテ投票スヘシ

投票用紙ハ選挙ノ当日投票所ニ於テ之ヲ選挙人ニ交付スヘシ

第八条 市町村長ハ当該市町村内ニ於テ選挙資格ヲ有スル者ノ内ヨリ二人ノ立会人ヲ選任シ投票及開票ニ立会ハシムヘシ

立会人ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手当ヲ支給ス

第九条 投票ノ効力ハ立会人ノ意見ヲ聴キ市町村長之ヲ決定スヘシ

第十条 市町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ左ノ事項ヲ税務署長ニ通知スヘシ

一 投票人及投票ノ数並有効投票及無効投票ノ数

二 投票ヲ無効ト決定シタル事由

三 被選挙人ノ住所、氏名、生年月日及其ノ得票数

第十一条 税務署長前条ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ当選人ヲ決定スヘシ

第十二条 投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ当選人トス、得票数同シトキハ年齢多キ者ヲ取り、年齢同シトキハ税務署長抽籤シテ之ヲ定ム

第十三条 税務署長当選人ヲ決定シタルトキハ其ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ当選人及市町村長ニ通知スヘシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ当選人ノ氏名ヲ公示スヘシ

第十四条 調査委員ニ当選シタル者ハ正当ノ事由ナクシテ之ヲ辞スルコトヲ得ス

第十五条 調査委員第四条第一項但書各号ノ一ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第十六条 調査委員ニ欠員ヲ生シタルトキハ当選人トナラサリシ者ノ内得票数多キ者ヨリ順次之ヲ補充ス、其ノ得票数同シトキハ第十二条ノ規定ヲ準用ス

第十三条ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七条 調査委員ノ選挙ニ於テ当選人ノ数力定数ニ達セサルトキ又ハ調査委員ニ欠員ヲ生シ前条ノ規定ニ依リ補充スヘキモノナキトキハ補充選挙ヲ行フ、但シ貸貸価格調査委員会開会後欠員ヲ生シタル場合ニ於テハ之ヲ行ハサルコトヲ得

第十八条 貸貸価格調査委員会ハ税務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク、其ノ開会日数ハ五十日以内トシ地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九条 貸貸価格調査委員会ハ開会ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ会長ヲ選挙スヘシ

会長事故アルトキハ出席シタル調査委員中ノ年齢多キ者会長ノ職務ヲ代理ス

第二十条 貸貸価格調査委員会ハ定員ノ過半数ニ当ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第二十一条 貸貸価格調査委員会ノ決議ハ会長之ヲ税務署長ニ通知スヘシ

第二十二条 昭和二年十一月二十日迄ニ貸貸価格調査委員会成立セサルトキハ税務署長ニ於テ土地貸貸価格調査法第

三条ノ区域及標準貸貸価格ヲ定ム

賃貸価格調査委員会開会ノ日ヨリ第十八条ノ期間内又ハ昭和二年十一月二十日迄ニ決議終了セサルトキハ稅務署長ニ於テ土地賃貸価格調査法第三条ノ区域及標準賃貸価格ヲ定ム

第二十三条 稅務署長ハ賃貸価格調査委員会ノ決議ヲ不当ト認ムルトキハ十日以内ノ期間ヲ定メ再議ニ付ス、仍其ノ決議ヲ不当ト認ムルトキ又ハ再議期間内ニ決議終了セサルトキハ、稅務署長ニ於テ土地賃貸価格調査法第三条ノ区域及標準賃貸価格ヲ定ム

第二十四条 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ賃貸価格調査委員会ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十五条 調査委員ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手当及旅費ヲ支給ス

第二十六条 土地賃貸価格調査法第三条ノ区域及標準賃貸価格ヲ定メタルトキハ稅務署長ハ之ヲ市町村長ニ通知スヘシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ二十日間関係者ノ縦覧ニ供スヘシ、縦覧期間ハ予メ之ヲ公示スヘシ

第二十七条 自己ノ納稅義務ヲ有スル土地ニ適用セラルヘキ標準賃貸価格ニ関シテ異議アル者ハ、前条ノ縦覧期間満了ノ日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ、稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得

第二十八条 前条ノ申立アリタルトキハ稅務監督局長ハ之ヲ審査決定シ異議申立人ニ通知スヘシ

第二十九条 前条ノ決定ニ対シ不服アルトキハ訴願ヲ為シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三十条 賃貸価格ノ調査又ハ決議ニ從事シタル者ハ其ノ調査又ハ決議ニ関シ知りタル秘密ヲ正当ノ事由ナクシテ他ニ漏洩スルコトヲ得ヌ

第三十一条 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同処理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

市制第六條ノ市ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ区ニ、市長ニ關スル規定ハ区长ニ之ヲ適用ス

町村制ヲ施行セサル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準スヘキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準スヘキモノニ之ヲ適用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔法令全書〕

8 「昭和2年」 土地賃貸価格調査の要領

〔要領〕

土地賃貸価格調査ノ要領

大阪稅務監督局

一 賃貸価格調査ノ目的 賃貸価格ノ調査ハ現行地租ノ課稅標準タル地価ヲ賃貸価格ニ改ムル目的ヲ以テ着手セラレタルモノナリ、現行ノ地価ハ明治ノ初年ニ之ヲ定メテ以來數十年ヲ経過シ經濟上ノ變遷、交通機關ノ発達、農事ノ改良進歩等各般ノ關係ニ依リ土地利用ノ狀況ハ著シク變動セルニ拘ラス、明治四十三年ニ於テ宅地ノ地価ヲ修正シタル外一般的地価ノ修正ヲ行ヒタルコトナキヲ以テ、現在ニ於ケル地租ノ負担ハ各地間ニ著シキ不公平ノ結果ヲ來シタリ、故ニ今回全國ニ於ケル各地目全部ノ賃貸価格ヲ調査シ、之ヲ課稅標準トシテ地租ノ負担ヲ公平ナラシメ

ムカ爲ニ此ノ事業ニ着手シタルモノナリ

二 賃貸価格主義採用ノ理由 地租ノ課税標準改正ニ付テハ、(一)土地ノ收穫ヲ基礎トシテ現行ノ法定地価ヲ修正スル方法、(二)土地ノ時価ヲ課税標準トスル方法、(三)土地賃貸価格ヲ課税標準トスル方法等ヲ考フルコトヲ得ベシト雖モ、政府ニ於テハ各種ノ方面ヨリ研究ヲ遂ゲタル結果、賃貸価格ヲ課税標準トスル方法ヲ最適当ト認メタリ、蓋シ賃貸価格ハ地主カ土地ヲ賃貸スル場合ニ於テ通常取得スヘキ賃貸料ニシテ能ク其ノ土地ノ利用価値ヲ表ハシ、負担力ニ適応シタル課税ヲ爲サムカ爲ノ目標トシテ最も適當ナルノミナラス、其ノ調査モ他ノ方法ヨリハ比較的ニ容易ナルヲ以テナリ

三 地租委譲トノ關係 右ノ如キ目的ニ依リ着手セラレタルモノナルヲ以テ、当初ノ計画ニ於テハ賃貸価格ヲ決定シタル後、現行ノ地租条例ニ改正ヲ加ヘ国税トシテ地租ヲ存置セラルヘキ予定ナリシモ、政府ニ於テハ目下地租ヲ地方ニ委譲スルノ計画ヲ樹テ着々其ノ実行ノ準備ヲ進メツアルカ故ニ、当初ノ計画ハ自然變更セラルヘシト雖モ、今回調査シタル賃貸価格ハ地租ノ委譲セラルルト否トニ拘ラス、土地賃貸価格調査法ノ明文ニ從ヒ之ヲ調査委員會ニ付議シテ決定スルノ必要アリ、而シテ其ノ決定シタル賃貸価格カ地租委譲実行ノ場合ニ於テ如何ニ使用セラルヘキヤハ、地租委譲ノ方法カ具体的ニ確定セラレタル後ニアラサレハ之ヲ知ルコトヲ得ス

四 税率及負担増加ノ緩和の方法 政府ニ於ケル当初ノ計画ニ依レハ今回調査シタル賃貸価格ヲ基礎トシ、全体ニ於ケル地租ノ負担ヲ増加セシメサル範圍内ニ於テ其ノ税率ヲ定ムルコトトシ、又各筆毎ニ負担ノ激増スルモノニ付テハ明治四十三年宅地地価修正ノ際ニ於ケル方法ニ準シテ相当緩和ノ途ヲ講シ、耕地整理地等ニ付テモ現行ノ制度ニ倣ヒ相當ノ考慮ヲ加フヘキ方針ナリシコトハ、議會等ニ於テ屢々聲明セラレタル所ナリ

然レトモ之等ハ何レモ將來ノ立法事項ニ屬スルノミナラス、地租委譲後ニ於テハ地方税タル性質上各種ノ点ニ於テ国税ト趣ヲ異ニスルモノアリ、大体ノ方針ニ変リナシトスルモ其ノ実行ニ當リテハ多少ノ変更ナキヲ保セサルカ故ニ、地租委譲ニ關係スル法律案ノ確定ヲ俟タサレハ之ヲ知ルコト能ハス

五 賃貸価格調査ノ經過 今回ノ賃貸価格調査ハ大正十五年ニ実行セラレタル税制整理ニ關聯シテ計画セラレタルモノニシテ、政府ニ於テハ大正十四年中ヨリ着々其ノ準備ヲ進メ土地賃貸価格調査法及予算ノ公布ヲ俟テ愈其ノ実行ニ着手シ、先ツ調査事業專担ノ人員ヲ配置シテ内部ニ於テハ土地ノ集計、地図ノ作成等ニ少ナカラサル手数を費シ、一面外部ニ出張シテ賃貸実例ノ蒐集又ハ米価ノ調査等ニ從ヒ、更ニ之等ノ資料ヲ基礎トシテ實地ノ踏査ヲ遂ケ、土地ノ情況ニ応シテ区域ヲ定メ、等級ヲ査察シテ一応ノ編級ヲ終リタル後數次ノ補正調査ヲ重ネテ、約二ヶ年ノ間殆ト昼夜兼行ノ努力ヲ続ケ、其ノ間各市町村当局者並ニ囑託員其ノ他各方面ノ熱誠ナル協力援助ヲ煩ハシ、幸ニ予期ノ如ク進捗シテ支障ナク調査委員會ヲ開会スルノ準備ヲ完了スルコトヲ得タリ

六 調査上ノ歩調統一 今回ノ調査ニ付テハ其ノ目的ニ鑑ミ調査上ノ歩調ヲ統一シ、各地間ノ權衡ヲ圖ルコトニ多大ノ苦心ヲ重ネタリ、即チ文書ヲ以テ調査ノ方針及調査資料ノ統一ヲ図リタルノミナラス、全国稅務監督局長并ニ管内稅務署長ハ各數回ノ會議ヲ重テ諸般ノ協議ヲ遂ケ、實地ニ付テ模範調査ヲ行ヒ、各稅務監督局ニ在リテモ亦各府県毎ニ県下ノ各稅務署長及直稅課長ヲ召集シテ模範調査ヲ施行シ、更ニ各稅務署ニ於テモ其ノ方法ニ倣ヒ、從事員全部カ一定ノ場所ニ於テ模範調査ヲ爲シタリ、而シテ模範調査ヲ終リ愈實地ノ編級ニ着手シタル後ニ於テモ隣接各稅務署ニ於テハ時々立會調査ヲ爲シ、大藏省及稅務監督局ニ於テハ其ノ幹部ヲ初メ多數ノ吏員ヲ派遣シテ調査ノ監督ニ力ヲ注キ、全国各地間ノ賃貸価格ニ不權衡ナカラシムコトヲ期シタリ

七 賃貸価格ヲ調査スル土地ノ範圍 賃貸価格ヲ調査スヘキ土地ハ大正十五年四月一日現在ノ地租ヲ課スヘキ土地全

部ナリ、地租ヲ課スヘキ土地ト云フ中ニハ地租条例第十三条ノニ依リ地租ヲ免除セラレタル土地(地価二百円未満ノ自作農地)ヲモ包含ス

荒地其ノ他ノ免租年期地ニ付テハ今回貸貸価格ヲ調査セス、年期明ニ至リ地租ノ徴収ヲ為ス場合ニ於テ近傍類地ノ此準等ニ依リ貸貸価格ヲ定ムトスル趣旨ナリ

大正十五年四月一日以降地租ヲ課スヘキ土地トナリタルモノニ付テモ今回貸貸価格ヲ調査セス、之等ノ土地ニ付テハ一般ニ貸貸価格ニ依リ地租ヲ徴収スルコトナリタル際、近傍類地ノ此準等ニ依リ之ヲ定ムル趣旨ナリ

八 異動地ノ調査 大正十五年四月一日以降地目交換其ノ他ニ依リ土地ノ異動アリタルモノニ付テハ現ニ土地台帳ニ記載セラルル所ニ依ラス、大正十五年四月一日現在ノ地目反別等ニ依リ之ニ相当スル貸貸価格ヲ調査セリ、而シテ一般ニ貸貸価格ニ依リ地租ヲ徴収スルコトナリタル際相当ノ修正ヲ加フル見込ナリ

無届ノ異動地ニ付テモ、現実ノ地目ニ拘ラス大正十五年四月一日現在ニ於ケル土地台帳面ノ地目ニ基キ其ノ地目相当ノ貸貸価格ヲ調査セリ、其ノ結果ハ實際ト符合セサル嫌アルモ政府ニ於テハ成ルヘク速ニ無届異動地ノ整理ヲ為シ、現地目相当ノ貸貸価格ニ更正ヲ為ス見込ナリ

九 年期地ノ調査 免租年期地ニ付テハ前ニ述ヘタルカ如ク今回ノ調査ヨリ之ヲ除外シテ、年期明ニ至リ貸貸価格ヲ定ムルモノトス

低佃年期地、地価據置年期地、開拓墾下年期地、開墾年期地(墾下年期地ヲ含ム)等ニ付テハ今回原地ニ相当スル貸貸価格ヲ調査シタリ、此等ノ土地ハ何レモ年期明ニ至リ其ノ貸貸価格ヲ適當ニ修正セラルヘキモノトス

一〇 区域主義ノ調査 今回ノ貸貸価格調査ハ土地貸貸価格調査法ニ規定セラルルカ如ク一般ノ土地ノ各筆毎ニ之ヲ為サス、地目毎ニ情況類似スル土地ヲ一区域トシテ其ノ区域内ニ於ケル標準貸貸価格ヲ調査シタルモノナリ、故

ニ各筆毎ノ貸貸価格ヲ定ムル場合ハ此ノ標準貸貸価格カ決定セラレタル後、稅務署ニ於テ各筆ノ面積ニ応シ算出スルモノトス

情況類似スト認ムル区域ノ広狭ハ各地目ニ依リ又各市町村ノ狀況ニ依リ必スシモ一定ナラスト雖モ、稅務署ニ於テハ親シク實地ヲ踏査スルト共ニ事情精通者ノ意見ヲ徴シ、出来得ル限りノ方法ヲ講シテ中庸ヲ得タル区域ヲ定ムルコトニ努メタリ

一一 貸貸価格ノ評定 貸貸価格トハ法律ニ規定シアルカ如ク、貸主カ公課、修繕費、其ノ他土地ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ之ヲ貸貸スル場合ニ於テ、貸主ノ取得スヘキ金額ヲ謂フモノトス、要スルニ普通ニ行ハルル小作料又ハ地代ノ意ニ外ナラス、而シテ個々ノ貸貸実例中ニハ特殊ノ事情ニ依リ適當ト認メ難キモノアリ、又貸貸実例少クシテ之ヲ基礎トスルコト能ハサル場合モ少ナカラス、此等ノ場合ニ於テハ収穫高又ハ時価等ヲモ考慮シ他ノ区域トノ權衡ヲ稽ヘ、適當ニ其ノ貸貸価格ヲ評定シタリ

一二 田畑及塩田ノ調査 田畑及塩田ノ貸貸価格ハ大体左ノ方法ニ依リ調査シタリ

イ 区域 田畑ノ情況類似スト認ムル区域ハ大体一小字又ハ之ニ準スヘキ区域ヲ基礎トス、小字内ニ於テモ著シク情況ヲ異ニスルモノアルトキハ相当ニ之ヲ区分セリ、又情況類似スルカ為ニ數小字ニ同一等級ヲ適用シタルモノモ少ナカラス

塩田ニ在リテハ大体一戸前(又ハ一軒)ヲ一区域トス、又製塩場ト採鹹場トハ其ノ貸貸価格ノ区分困難ナルヲ以テ之ヲ一区域トセリ

ロ 小作料 大正十年ヨリ十四年ニ至ル五ヶ年間ニ於ケル衷収小作料(租約又ハ連続的租約ニ因ル概免等ヲ除外シタルモノ)ノ平均額ニ依ル、蓋シ調査年限短キニ過クレハ平均ヲ得難ク、又長キニ過クレハ却テ現在ノ狀況ニ添ハサル結果トナルヲ以テ、五ヶ

年ヲ相当ト認メタリ

ハ 米価 小作料カ米其ノ他ノ物納ナル場合ハ五ヶ年間ノ平均物価ヲ以テ之ヲ換算シタリ

一三 宅地ノ調査 宅地ノ賃貸価格ハ大体左ノ方法ニ依リ調査シタリ

イ 市街地ノ区域 市街地及之ニ準スヘキ集團宅地ハ其ノ位置ニ依リ利用ノ価値著シク相違スルカ故ニ、各筆毎ニ其ノ状況ヲ調査シ適當ニ其ノ区域ヲ定メタリ

ロ 村落宅地ノ区域 村落部ノ宅地ハ市街地等ト越ヲ異ニスルヲ以テ大体一小字ヲ区域トシテ調査シタルモ、交通ノ便否、其ノ他ヲ考慮シテ之ヲ別区域ト為シタルモノナキニアラス

ハ 賃貸料ノ計算 宅地ノ賃貸料ハ市街地タルト村落タルトヲ問ハズ、大正十五年四月一日現在ノ契約額ヲ基礎トシテ調査シタリ、但シ物納ノモノヲ換算スヘキ物価ハ大正十年ヨリ十四年ニ至ル五ヶ年平均ノ価格ニ依リ調査シタリ

ニ 権衡上ノ評定 賃貸実例ノ普遍的ナラサル地方又ハ其ノ地位品格ニ適応セサル実例ノ多キ地方ニ於テハ、実例ノミニ算キヲ置クトキハ全国的ノ権衡ヲ失スルノ虞アルカ故ニ、其ノ地勢、交通ノ便否、商工業ノ盛衰等ヲ他ノ地方ト比較勘察シテ賃貸価格ヲ評定シタリ

一四 鉱泉地ノ調査 鉱泉地ノ賃貸価格ハ大体左ノ方法ニ依リ調査シタリ

イ 区域 鉱泉地ハ区域のニ連続セスシテ各筆点在シ又其ノ鉱泉ノ湧出量及利用価値等モ各筆毎ニ相違スルモノ多キヲ以テ、総テ一筆ヲ一区域トシテ之ヲ調査シタリ

ロ 賃貸価格ノ評定 鉱泉地ニハ賃貸ノ実例少ナキヲ以テ全国鉱泉地中ノ実例アルモノ及売買価格、浴客ノ多少等ヲ勘察シ、著名ナル温泉ノ賃貸価格ヲ評定シ、之ヲ基礎トシテ各地ノ権衡ヲ比較攻究シタル上各筆ノ賃貸価格

ヲ評定シタリ

ハ 標準賃貸価格ノ適用 鉱泉地以外ニ付テハ其ノ区域内ノ標準賃貸価格ヲ各筆ノ面積ニ適用シテ各筆ノ賃貸価格ヲ算出スヘキモノナレトモ、鉱泉地ニ在リテハ面積ニ拘ハラス其ノ標準価格ヲ直ニ各筆ノ総賃貸価格トスルノ方針ヲ以テ調査シタリ

一五 第二類地ノ調査 山林、原野、池沼、其ノ他第二類地ノ賃貸価格ハ大体左ノ方法ニ依リ調査シタリ

イ 山林ノ区域 山林ハ其ノ樹種ノ区分、地味利用状況等ヲ勘察シ適當ニ其ノ区域ヲ分チタリ

ロ 其ノ他ノ区域 原野、池沼、雑種地等ノ区域モ山林ニ準シ其ノ利用ノ状況ヲ調査シテ相当ニ区域ヲ定メタリ

ハ 賃貸価格ノ評定 山林、原野其ノ他ノ第二類地ニ於テハ賃貸ノ実例少ナキヲ以テ大部分ハ其ノ時価ヲ調査シ、之ヲ標準トシテ賃貸価格ヲ評定スルノ方法ヲ採レリ

一六 賃貸価格等級表 今回ノ調査ニ於テハ全国ノ聯絡統一ニ便ナラシムル為、大蔵省ニ於テ別紙ノ如キ賃貸価格等級表ヲ作成セラレタルヲ以テ、全国各地目ヲ通シ總テ一律ニ之ヲ適用シテ各区域ノ標準賃貸価格ヲ定メタリ

(昭 60 高松 2)

9 昭和2年 知覧稅務署管内の土地賃貸價格調査委員會日誌

(表紙)

昭和二年

土地賃貸價格調査委員會日誌

九月二十八日 晴天

一 午前十一時調査委員一同(内二名欠席、詳細別冊ノ通り)當署會議室ニ參集シ、署側ヨリ大円山署長、野上直税課長、池亀主任臨席セリ、而シテ會長選舉ノ便宜上、前田委員ノ發議ニ依リ、大円山署長ヲ飯會長ニ推シタルニ、満場異議ナク可決セリ

二 大円山署長ハ飯會長ノ席ニ着キ、只今ヨリ會長ノ選舉ヲ執行スベキ旨ヲ述ベタル處、前田委員ヨリ各町村ニ於テ委員一名宛ヲ選出シ、會長候補者ノ詮衡ヲ為ス事ニシテハ如何トノ發議アリ、全員異議ナク可決シ、此等委員ハ直ニ其協議ヲ開催セリ

三 午後一時十五分、前田委員ヨリ會長候補者詮衡委員會ニ於テハ、園田委員ヲ最適任者ト認ムト協議確定シタルニ付、投票ノ方法ヲ省略シ同氏ヲ會長ニ推サレタシトノ動議アリタリ、依ツテ飯會長タル大円山署長ヨリ其贊否ヲ諮リタルニ、全会一致贊成シタルニ付會長ハ園田氏ニ確定ノ旨ヲ宣シ、調査委員會ノ成立シタルコトヲ感謝シ、退席ス

四 園田氏ハ會長席ニ着キ各委員諸氏ノ御推挙ヲ忝クシ、會長ノ席ヲ繼ス事トナリタルニ就テハ、各位ノ御指導ト御援助ヲ希フト就任ノ挨拶ヲ述べ、併せて只今ヨリ調査委員會ヲ開会スベキ旨ヲ宣ス、于時午後一時三十五分

五 大円山署長ハ、地方ニ於テ名望地位アリテ各般ノ情況ニ通曉セラル、賢明ナル各位ノ調査委員ニ當選セラレタルハ、為邦家誠ニ慶賀ニ堪ヘサル所ナリトノ祝詞ヲ述べ、調査書等提出シタル後約一時間余ニ涉リ、(1)貸賃價格調査ノ目的、(2)貸賃價格主義採用ノ理由、(3)地租委譲トノ關係、(4)稅率及負擔増加ノ緩和ノ方法、(5)調査ノ經過、(6)異動地ノ調査、(7)調査上ノ歩調統一、(8)貸賃價格ヲ調査スル土地ノ範圍、(9)年期地ノ調査、(10)区域主義ノ調査、(11)

貸賃價格ノ評定、(12)田畑宅地鉾泉地及第二類地ノ調査、(13)貸賃價格等級等詳細説明シ、尚ホ當署ノ調査ニ関スル經過等ヲモ併せて演述シ、公平無私ニ慎重審議セラレタシトノ希望ヲ述べタリ

六 調査書及地図以外ニ要求シタル事項

(1)大字毎地目別ニ編級ノ最高平均最低等級比較表ヲ提出セラレタシ(鰭坂、上村委員)

(2)県下各都市毎地目別最高等級ヲ承知シタシ(谷山、中禮委員)

(1)ニ就テハ三、四日内、(2)ニ就テハ其内調査ノ上説明スベク応答セリ

七 土地貸賃價格調査ニ関スル質問応答

問 各町村ニ涉リ標準地ヲ点檢シタシ、之レニ対シ旅費ノ支給アリヤ(谷山委員)

答 実地ヲ調査セラル、ハ無論差支ナキモ、委員ノ出張旅費ハ予算ナキ為メ支給セラレズ

問 地租ヲ増減セザル範圍内ニ於テトハ各地目毎ノ意味ナリヤ(前田委員)

答 各地目ヲ通シテノ意味ナリ

八 委員會進行上ニ関スル申合

(1)調査ノ進行ヲ図ル為メ各町村毎ニ二分担調査ヲ為シ、然ル後本會議ニ付シ決議シテハ如何(前田委員)トノ動議ニ對シ、多数委員ノ贊成アリ可決ス

九 其ノ他ノ事項

問 調査書及地図ハ各委員ニ配付スルニアラサレハ調査困難ナリ、交付スルノ意志ナキヤ(田代委員)

答 委員會法施行規則ニ制定セラレ、且ツ委員教文ヲ複製スルハ延日數約二百日ヲ要スル事業ニシテ、到底不可能ナリ

問 調査書ヲ旅館ニ持帰り夜間調査スルハ委員会ノ進行上極メテ緊要ナリ、差支ナキヤ(前田、児玉、中尾、川辺各委員)

答 調査書ヲ会場外ニ持出ス事ハ紛失其ノ他内容漏洩ノ虞ナシトセス、委員会ニ提出シタル書類ニシテ各委員諸氏ニ交付シタルモノニアラサルニ依リ、会場ノミニ於テ調査セラレタシ
右了テ午後五時散会

九月二十九日 晴天

一 午前九時三十分調査委員一同参集(内二名欠席)シ、前日ノ決議ニ基キ自己選出ノ町村ニ係ルモノノ調査ヲ為ス
二 各町村ニ於ケル調査振、左記ノ通り

(1) 地目毎等級別小字数ヲ調査スルモノ

知賢村 川辺町

(2) 地目毎二同等級ノ小字書抜キヲ為スモノ

笠沙村

(3) 調査書ヲ殆ント全部謄写シツ、アルモノ、(1)(2)以外全部

三 園田会長ヨリ議案熟考及実地状況視察ノ要アル区域調査ノ為メ、明三十日午後ヨリ暫ク休会シテハ如何トノ動議ヲ提出シタル處、休会期間ノ五日脱、七日脱、十日脱等イデ、議論沸騰シタル結果、結局十日脱多数ヲ占メ、來ル十月九日迄十日間休会スルコトニ可決セリ

右了テ午後五時散会

九月三十日 曇天

一 午前九時三十分調査委員参集(出欠席別冊之通り)

前日ニ引續キ調査ニ從事ス

二 調査方法前日ノ通りニシテ何等ノ質問及請求ナシ

右了テ正午散会セリ

十月十日 曇天

一 午前十時調査委員二十七名参集(詳細ハ別冊之通り)

二 園田会長ヨリ、各委員諸氏ガ休会中ニ於テ調査セラレタル事項及議案ニツキ考究セラレタル諸点ニ関スル質問ヲ為シテハ如何ト落リタル處、全員同意ス

三 此時前日要求セラレタル町村毎地目別ノ最高最低及等級數調ヲ配付ス、質問応答ヲ署長之ニ當ル

四 問 中尾委員、貸貸價格ノ最高等級ハ署管内ノ田何級、畑何級ト当初ヨリ大体ノ目標ハ定メタルモノニハアラサルヤ
答 編級方法ニ就テハ先日説明シタル通り貸貸実例ヲ基礎トシ、收穫高、時価及土地精通者ノ意見等ヲ参酌シ編級シタルモノニシテ、其結果ヲ提案シタル次第ナルニ依リ、御質問ノ如ク当初ヨリ目標等級ハ全然ナシ

問 中尾委員、各町村ニ於ケル最高等級モ亦然リヤ

答 然リ

五 問 中尾委員、当署ノ総貸貸價格ハ凡ソ何程位ト当初ヨリ其筋ノ指定カ、又ハ署ニ於テノ目標アリタルモノナルヤ

答 編級方法ガ既ニ先刻説明シタル通りナルニ付、当初ヨリ何程位ノ総貸貸價格トスベシト定メ得サルハ火ヲ暗

ルヨリ明カナル事ニ属スルヲ以テ、当初ヨリノ指定又ハ目標額ハ全然ナシ

六 問 中尾委員、貸貸価格ノ等級表ハ全国同一ナリヤ

答 然リ

七 問 中尾委員、調査委員会ニ於テ適當ト認メラル、處ニ依リ決議シ得ベキモノナルニヨリ、最高等級ノ引下ゲヲ

為シ、又ハ全般的ニ引下ゲノ決議ヲ為スモ差支ナキヤ

答 開會当日調査ノ經過ニ付一言シタル如ク、調査ニ着手以來多数ノ人員ト経費ヲ使用シ、実地踏査モ二回若クハ三回ニ渉リ精査ヲ遂ゲ、精通者ノ如キ少キ場合ニテモ七、八名、多キ時ハ二十数名ノ者ノ説明及ビ意見ヲモ聴取シタル上、慎重ニ編級シタルモノナルニヨリ、大体ニ於テ適正ナリト確信シ居ル次第ニ付、単二、二ノ者ノ意見ヲ聴取セラレタル結果ノミニ依リ、直ニ修正セラル、トキハ、却テ編級ノ公正ヲ欠グノ虞ナシトセサルニ依リ、慎重ニ審議セラレタシ

八 問 田代委員、編級ニ関シ現在地価ハ参考トセラレザリシヤ

答 参考トシタリ

九 問 田代委員、宅地ノ編級等級ヲミルニ、十四級ヨリ十八級、二十級ト二空等級アル理由承知シタシ

答 低級ノモノハ等級ノ間差僅少ニシテ、何レヲ適當ナル等級トナスカ判定スルニ苦シムガ如キ場合往々アルニ依リ、状況類似ト認メラル、モノヲ纏メ編級シタル結果ナリ、而シテ妄リニ等級ヲ増シタリトテ編級ノ公正ヲ期シ難キニ依リ、不得止此方針ヲ探リタル次第ニ付諒トセラレタシ

一〇 問 田代委員、宅地ノ十一級ハ如何ナル處ナリヤ

答 管内宅地中最モ価値少キ處ニシテ、現在等級ノ四、五級位ノ場所ヲ十一級トセリ、一例ヲ挙げレハ指宿村大字

西方ノ知淋島ノ如シ

一一 問 田代委員、願娃村、山川村ニハ雜種地ハ七、六級ノモノアリ、斯クノ如ク高級ナル場所ハ如何ニ利用セラ

レ居ルヤ

答 山川村ハ網干場ニシテ、願娃村ハ荷揚場（河岸ニアリ、船舶貨物ノ荷揚場）ナリ

一二 問 勝目委員、役場所在地ハ各町村共概シテ殷賑ナリ、依ツテ之レヲ遠サカルニ從ヒ宅地ノ編級等級ハ低下ス

ルヲ相当ト思料ス、然ルニ編級ハ此主義ニ反スルモノ多キガ如シ、其理由ヲ承知シタシ

答 御質問ノ趣旨ハ一応ノ道理トシ同感ナルモ、農村宅地ハ必スシモ然ルベシトモ思考セラレズ、要スルニ耕作ニ便ニシテ日常生活ニ便ナル以上相当ノ価値アルモノト信ズ

一三 問 勝目委員、田ノ六四級ハ如何ナル箇所ナルヤ

答 例ハハ塩入田又ハ河海欠ノ如ク殆ント原形ナキモノノ如キモノヲ編級シアリ

一四 問 児玉委員、先日ノ説明ニ依レハ改租當時ト交通ノ便否著シク発達セリトノ事ナリシモ、願娃村ノ如キハ殆

ント変化ナシト思料スルニ、田ノ最高九四級ハ余リニ高キニ失スル感アリ

答 管内ノ大勢ニ就キ交通ノ発達シタルヲ述ベタルモノナルモ、願娃村ニ於テモ改租當時ニ比較スルトキハ道路モ四通八達シ、耕作上ノ便ハ更ニシテ、自動車等ノ交通機關モ著シク発達シタルノミナラズ、発動機船等モ増加シ、最近ニ於テハ海運モ亦著シク発達シタルヲ認メラル、而シテ田ノ九四級ハ貸貸実例ニ依リタルモノニシテ、適當ナリト信ズ

一五 問 児玉委員、一大字中総反別中ノ一割位貸貸セラレタル大字アリ、斯ノ如キハ耕地少キ關係上著シク貸貸料高シ、斯アル実例ニ依リ自作地全部ヲ編級セラル、トキハ自作地主ノ負担増加ス、如何ニシテ編級シアリ

答 御質問ノ如キ場合ハ其ノ実例ヨリ相当斟酌シ編級シアリ

一六 問 中尾委員、実例ナキ地方ハ如何ニシテ編級セラレタルヤ

答 貸貸実例アル区域ニ比準シ適當ニ編級セリ

一七 問 中尾委員、編級ハ総テ実例ヨリ高キニ失スル感深シ、數筆ノ実例アル場合ハ其ノ高キモノノミニ依リ編級シタルモノニハアラサルヤ

答 如何ナル実例ニ依リ質問セラレタルヤ不明ナルモ、署ノ方針トシテハ実例ノ適否ヲ制定シタル後、之レガ採否ヲ決シ編級シタルモノナルニ依リ、御説ノ如キハ絶対ニナシト信ジ居レリ

一八 問 有馬委員、編級一般ニ高キ感アリ、山川村ハ貸貸料何程位ヲ目標トセラレタリヤ

答 何等ノ目標ナシ、編級高シト思料セラル、モノハ其区域毎ニ質問セラレタシ

一九 問 總坂委員、全国中ニ、三ヶ所、例ヘハ東京、山口ニテモ差支ナシ、地目毎ノ最高等級ヲ説明セラレタシ

答 判明セズ、熊本福岡両県ノ最高分示ス

二〇 問 上村委員、地目毎町村別ノ現在地価対貸貸価格ノ割合承知シタシ

答 追テ調査ノ上説明スベシ

二一 問 浜島委員、揖宿郡ノ池沼ハ川辺郡ニ比シ最高等級一般ニ高シ、理由承知シタシ

答 揖宿郡ノ最高等級高キハ何レモ井戸數ニシテ、川辺郡内ニハ揖宿郡ノ如ク宅地外ニアル共同井戸數ナキ關係ナリ

二二 問 浜島委員、穀価ハ如何ニシテ如何ナル場所ニ於テ調査セラレタルヤ

答 農家ノ庭離レ価格ニ依リタルモノニシテ、包装費ノ如キハ無論除外シアリ、調査場所ハ揖宿、川辺、知覽、川

辺、加世田ノ各町村ナリ

二三 問 有馬委員、穀価ハ高キニ失セサルヤ

答 町村農會及町村ノ農商務統計ニ依ル価格ト对照スルトキハ何レモ相当ト價ズ

二四 園田会長、最早十二時ヲ過キタルニ依リ、昼飯後開會スル事トスル旨ヲ述フ

二五 中尾委員、昼飯後會場外ニ於テ委員ノ協議會ヲ開催シテハ如何ト諮リタルニ、全員賛成シタリ、而シテ午後二時十分頃ヨリ大字郡^(イマヤ)弥栄居ニ於テ協議會ヲ開催シタル後、三時二十分一同會場ニ集會セリ

二六 問 中尾委員、勝目委員、署ニ於テハ如何ナル程度迄修正ヲ認メラル、ヤ、隔意ナキ意見ヲ承知シタシ

答 今回ノ調査ハ先ニモ説明シタル通り慎重ニ審議シタルモノナルニ付、多數ノ修正アルモノトモ信セズ、当初ヨリ修正ヲ予期スルモノニアラサルヲ以テ、其程度等全然考慮シ居ラズ、然リト雖モ編級ノ顛謬ナリト明カニ認メラル、モノヲ発見修正セラル、モノハ同意スル意向ナリ

右ノ質問應答終了シ、午後五時散會セリ

十月十一日 雨後曇

一 午前十時ヨリ調査委員參集(詳細別冊之通り)

二 各選出町村分ニ就キ下調査ニ從事ス

右了テ午後五時十分散會セリ

十月十二日 曇天

一 午前九時五十分調査委員二十八名參集(詳細別冊之通り)

二 前日ニ引續キ部分會ヲ開キ、各自選出町村ニ係ル分ノ下調査ニ從事

三 午前十時二十分児玉委員ヨリ左記ノ如キ意見アリ

「自分ノ選出村願娃村ハ御承知之如ク約九方里ノ面積ヲ有シ、吾々調査委員ガ土地ノ状況ニ通シ居ル部分ハ極メテ一小部分ニ過ギス、故ニ全村ニ渉リ正確ナル調査ハ到底不可能事ト思考ス、而シテ吾等ノ知得セル地域ニ対シ提案ヲ調査セル事蹟ヨリ勘察スルトキハ、貸貸実例ニ対シ概シテ編級高キニ失スルノ感アルニ依リ、此等ニ対シテハ相当ニ引下ゲ意見ヲ主張スベク考慮中ナリ、依ツテ全然事情ニ通セサル地域ニ対スル分モ亦此割合ニ依リ修正スルヨリ他ニ良策ナシト信ズ、各位ノ本日迄ニ於ケル調査方法及ヒ其ノ結果ニ依ル意見ヲ詳細承知シタシ」ト依ツテ此機会ヲ捉ヘ大円山署長ハ

「只今児玉氏ノ意見ニ依レハ、土地ノ事情ニ通曉セサル地域ニ対シテハ、精通セラル、地域ニ係ル分ノ感想ニ依リ修正意見ヲ提出セラル、意向トノ事ナルガ、提案ニ係ルモノハ數回説明シタル通り研究ニ研究ヲ重テ、慎重ニ調査シタルモノナルニ依リ、土地ノ事情ニ通セサル地域ヲ高キガ如シトノ單ナル感想又ハ想像ニ基キ為サレタル決議ニ対シテハ、全然同意スルヲ得サルハ勿論、何等根拠ナキ天引主義、類似ノ一級引下ゲ等、無謀ノ決議ニ対シテモ亦同意シ能ハサルニ付、此点ニ就テハ調査委員会ニ於テ篤ト考慮ヲ煩ハシタシ、尚ホ此機会ニ委員諸氏ノ調査振ニツキ一言シタシ、申ス迄モ無ク提案ニ対シ如何ナル方法ト順序ニ掘ラル、モ皆調査委員会ノ自由ナルモ、老婆心ヨリ參考トシテ述ブレハ今各町村ノ調査振リヲ大別スルニ

(1) 単ニ貸貸価格ノ引下ゲヲ目的トスルモノノ如ク、全部等級ヲ低下セシムル符號ヲ為スモノ
(2) 貸貸価格ノ増減ハ眼中ニナク権衡保持ヲ念トシ、昇降級ノ符號ヲ為スモノ

右ノ二ニ区分シ得ベク、(2)ノ方法ニ依ルモノ五ヶ町村ニシテ、他ハ皆(1)ニ依ラレツ、アリ、惟フニ至公至平ニ調査セラル、トセハ、低下セシムル必要アル以上、一面ニ於テハ又権衡上引上ヲ要スルモノアルヲ普通ト認メラ

ル、ニ、唯引下ノミヲ目的トセラル、ガ如キ決議ニ対シテモ亦同意シ能ハサル義ナルニヨリ、調査ノ誤謬ト認メラル、モノノミニ付修正スルコトニセラレタシ、尚ホ(1)ノ方法ノミニ依ラル、町村ハ減額セムトスル額モ亦区々トナリ、本會議ニ於テ賛否ヲ決セラルルニ於テ迷フ處ハナク、結局收拾シ能ハサル結果ヲ齎ス事ナシトセサルニ付、此点モ併セテ考慮セラレタシ」ト述フ

四 中尾委員、只今署長殿ノ説ノ如ク各村各自欲スル處ニ依リ減額セント主張スルモ、到底他ノ同意ヲ得ルニ困難トナリ、結局本會議ニ於テ紛糾ヲ免レサルベク恩料セラル、ニヨリ、各町村一名宛ノ委員ヲ選出シ、調査方法ノ統一ヲ図リテハ如何

五 会長、中尾委員ノ説ハ最モ當ヲ得タルモノト認メラル、ニヨリ、各委員ニ於テモ賛成セラレタシ
全員賛成ノ意ヲ表シ、各町村ヨリ一名宛ノ委員ヲ選出シ、会場外ニ於テ委員會ヲ開催スル事ニ可決、一同退出セリ、
午時午前十一時二十分

六 午後一時五十分、会長、前田、田代、中尾ノ各代表委員ヨリ協議ノ結果、各大字毎地目別ニ総貸貸価格ニ増減ヲ来ササル事ヲ目標トシ、下調査ノ部分会ヲ本月十七日迄続行シ、十八日本會議ニ於テ全部ヲ可決開会スル事トナリタル旨通知アリ

七 午後二時ヨリ各委員參堂、引続キ部分調査ヲ為シ、午後五時十分散会セリ

八 本日迄全部下調査ノ終了シタル町村

加世田 万世 枕崎 喜入 今和泉

十月十三日 曇天

一 午前十時調査委十七名參集(詳細別冊之通り)

二 前日ニ引続キ部分会ニ於テ各自選出町村分ノ下調査ヲ為シ、午後四時二十分散会セリ

十月十四日 晴天

一 午前九時五十分調査委員八名參集（詳細別冊之通り）

二 前日迄ノ未済ニ対スル部分会ノ下調査ヲ為ス

三 本日迄ノ調査ヲ終了シタル町村ハ左記ノ通りニシテ、本月十八日ノ本会議開催迄何レモ滞村セリ

知寛、川辺、勝目、加世田、万世、笠沙、枕崎、喜入、今和泉、指宿、顯娃

十月十五日 曇天

一 午前十時調査委員三名參集（出席者別冊之通り）

二 前日ニ引続キ部分会ヲ開キ選出町村分ノ下調査ヲ為シ、正午散会セリ

十月十六日 休会

十月十七日 休会

十月十八日 晴天

一 午前九時三十分調査委員三十名參集シ（詳細ハ別冊之通り）、前日迄ノ下調査ヲ為シタル結果ニツキ修正決議ヲ為ス
モ、署ニ於テハ同意セラル、ヤトノ交渉アリタルニ依リ、調査資料ニ基キ夫レノ懇切ナル説明ヲ与へ、種々折衝
ノ上修正意見ノ大多数ハ之レヲ撤回セシメタリ、然ルモ残余ノモノニ対スル署ノ意向ヲ再度確ムル處アリタルニ依
リ確答ハ為シ得サルモ、調査ノ誤謬ト認メラル、モノニ就テハ不得止ベシト思料シ居ル旨答弁セリ

二 調査委員中有力ナル数人ガ抱持セル閉会時期ニ対スル意向ヲ探査シタル處、明日迄質問ヲ継続シ、来ル二十日決
議ヲ終了セシムベキ意見ノ如ク推察セラレタルニ依リ、朝来有力者ニ対シ各町村ヨリ選出セラレタル委員ニ於テ下

調査ヲ為シ、公平ナル調査ト認メラレタル以上、強テ会期ヲ延長セシムルモ何等益スル處ナキニ依リ、寧ロ各町村
間ニ折衝上ノ意見ナキヲ幸ヒ、一氣呵成的ニ決議スルヲ得策ト思料セラル、ニ依リ、可成本日決議ヲ終了セシムル
様尽力セラレタルト暗々裡ニ宣伝シタル結果、午後二時二十五分ヨリ本会議ヲ開催シ、御質問ヲ一時ニ付議シタル
處、各委員ニ於テ何レモ賛意ヲ表シ、僅々十分間余ニシテ全部ノ決議ヲ終了シ、午後二時四十分閉会セリ

〔別冊出席者名簿は省略〕

(昭 54 熊本 12・1)